

滋賀県文化財保存活用大綱

— 知る・守る・活かす 滋賀の宝 わたしたちの文化財 —

教育・文化スポーツ常任委員会 資料6
令和元年(2019年)12月16日
教育委員会事務局文化財保護課

序章	1. 大綱策定の背景と目的
	<p>文化財は次ぐにとてのできない貴重な財産であり、地域の誇りであり、今を生きる我々は未来に向けて継承する責務がある</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の文化財は人口当たりの件数が多く、県内範囲に点在し、各地域で守られてきたことが特徴 人口減少や過疎化など社会状況の変化と自然災害により、文化財の継承が危機的な状況となっている 様々な分野と連携した総合的な保存活用の方向性の広まりと、地域活性化など文化財への期待の増大 これらを受け、国は法改正を行い、県は文化財の保存継承のあり方について研究報告をまとめた 地域に根差す文化財がより多くの人々に支えられる、滋賀らしい保存活用の好循環により継承を図る 本県の文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存と活用に関する基本的な方針を明らかにし、種々の取組を通じて進めることで共通の基盤となる総合的な施策の推進に向けた大綱を策定する

2. 大綱における基本的な考え方	<滋賀県の文化財の「保存」と「活用」を定義>
	<p>文化財：法に規定される6つの類型を基本とし、人々の長い営みの中で生み出され、信仰や生活、風土と共に育まれ、今まで守り伝えられてきた有形無形の文化的な財産のことを含む</p> <p>保存：文化財そのものの価値を損なうことなく将来に向けて守り伝えていくこと。(無形文化財や民俗文化財等を守り育て伝えていく伝承活動も含む)</p> <p>活用：文化財そのものの価値を損なうことなく、文化財の魅力や価値が人々に享受され、本県の歴史や文化を活かした地域づくりや人づくりなどにつながる取組のこと。地域に根差す本県の文化財を大切に思う心の輪が広がり、文化財の継承と地域社会の持続性につながる取組を「滋賀ならではの文化財の活用」とする</p>

3. 大綱の位置付け
【文化財保護法第183条の2に基づき策定】
以下の計画等との整合を図る
・『滋賀県基本構想』・『滋賀の教育大綱』
・『滋賀県文化振興基本方針』
・『健康しがリージュビジョン2022』
・『琵琶湖全再生策略に関する計画』
・『滋賀県地域防災計画』
・SDGsとの関わり

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

- 滋賀県の概要
 - (1) 地勢・環境 (2) 人口 <全国居指の文化財保有県>
2. 県内の文化財の概要 <全国居指の文化財保有県>
 - ・国県市町指定等文化財件数3,427件、各分野・様々な時代の文化財が全市町に分布
 - ・重要文化財指定件数 全国4位(建造物3位、彫刻3位)、国宝5位、名勝2位、重要文化的景観選定2位、単位面積あたり城郭数1位、約4,600haの埋蔵文化財包蔵地
 - ・世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産、世界の記憶、日本遺産(4件)の各文化財を保有
3. 滋賀県の歴史文化の特徴 本文付属資料に「滋賀県の歴史(通史)」掲載
 - (1)琵琶湖によって育まれた歴史・文化
 - (2)人と物質が行き交う東西日本島の結節点
 - (3)政治文化の中心に近い立地性
 - (4)力強い自立と自治
 - (5)神と仮の国
4. 県内の文化財の保存・活用に関する現状と課題 (下記表「現状・課題」)
 - (1)文化財の調査・研究・指定等、保存修理
 - (2)文化財の保存継承を行ってきた環境の変化
 - (3)文化財の活用
 - (4)文化財の収蔵・保管・公開施設
 - (5)文化財を維持するための資金
5. 滋賀県における今後目指すべき保存・活用の方向性 (下記表「方向性」)
 - ・文化財は歴史的、文化的な価値があるだけでなく、地域の宝として人々の心の揺りどころともなるもの
 - ・文化財を継承し、活用することで、地域への理解や関心が深まり、郷土への愛着の形成や、人々が支え合う地域づくりにつながり、地域の人々の誇りも醸成される
 - ・多くの人が総がかりで関わることで文化財を核に様々な活動が行われ、地域が元気になる
 - ・文化財を確実に継承していくために、文化財の保存と活用の好循環を生み出すことが重要
 - ・この実現のために、本県の豊かな歴史文化の特徴を活かしながら5つの柱を立てる

- (1)文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進
- (2)みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり
- (3)文化財の多種多様な活用推進
- (4)文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保
- (5)文化財を維持するための資金の確保

滋賀県らしい文化財の保存活用のイメージ



第2章 滋賀県が行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1. 滋賀県が主体となって行う取組 (下記表「県の施策」)
 - (1)文化財の調査、指定、保存修理の着実な推進
 - (2)みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり
 - (3)文化財の多種多様な活用推進
 - (4)滋賀県の文化財を県内で保存・継承・活用・発信できる拠点のあり方を検討
 - (5)文化財保護のための資金確保の制度や仕組みづくりを検討・支援
2. 滋賀県として優先的に取り組むテーマ
 - ・みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり

第3章 県内の市町への支援の方針

国において市町の役割的重要性が認識されており、県も同様の視点のもと支援を行う

1. 相談・助言・連絡調整
 - ・広域の情報や技術的な見解など、国や専門家等と調整し、必要な助言・情報共有等を行う
 - ・文化財の特性や専門性に対する相談や助言、文化庁との連絡調整
2. 地域計画や保存活用計画策定の支援
 - ・地域計画や保存活用計画等の策定にかかる相談、助言、文化庁との連絡調整
 - ・文化財調査の情報を集積し、広域な視点での情報提供など
3. 文化財専門職員の資質向上への支援
 - ・国等と連携を図りながら研修会を実施するなど、文化財専門職員の資質向上の支援
 - ・市町との会議等を通じ、協議・意見交換を行い、文化財保護行政の円滑な推進の支援

	(1) 調査・研究・指定	(2) 保存・修理	(3) 活用	(4) 施設	(5) 資金
【現状・課題】 第1章4	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の調査、研究、指定 ○地域の低下、価値観の多様化 ○意識の変化、権威の減少、近代化による消失、人為的被害の一因、土地の所有者による不法行為、高齢者の活躍、新たな接続乏しさ ○自然環境の変化、荒廃、外來生物、自然災害 ○伝統的な材料や技術、材料確保困難、後継者の減少 ○専門人材、分野、年齢構成の偏り、技術継承、人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の低下、価値観の多様化 ○意識の変化、権威の減少、近代化による消失、人為的被害の一因、土地の所有者による不法行為、高齢者の活躍、新たな接続乏しさ ○自然環境の変化、荒廃、外來生物、自然災害 ○伝統的な材料や技術、材料確保困難、後継者の減少 ○専門人材、分野、年齢構成の偏り、技術継承、人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでから様々な活用を試しているが、一過性のものとせず、人材や資金確保等、持続可能な形で用いていくための取組が十分でない ・文化財の価値や魅力を伝えるための新たな手法の開発や活動の充実へのリハーサルや経験が不足 ・文化財の特性や脆弱性についての正しい理解不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財収蔵施設 ○県内全域に幅広く設置されているが、施設の老朽化、環境の悪化、耐震化等の問題の陳腐化、収蔵庫の狭隘化等、県民や関係者のニーズに対応できていない ○地域における文化財の収蔵・保管 ○地域での保管困難による県外流出の危機 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人や地域等、所有者での自己負担金の確保困難 ・有力社団が公的助成に頼らざるを得ない ・地方公共団体の予算確保の不十分 ・滋賀県文化財保存基金により保存修理されているが、安定的保存と維持のための資金のあり方や確保の方法についての検討の必要性
【方向性】 第1章5	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の調査、研究、指定 ○今まで以上に多くの人に支えられる文化財の保存と活用 ○未指定文化財を含む調査、研究と、指定等の取組、埋蔵文化財に関する情報の収集とデータベース化 ○文化財の保存修理、保存のための措置 ○専門人材の確保と育成 ○地域と専門家を繋ぐ人材の育成、活躍の場の構築や連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○今まで以上に多くの人に支えられる文化財の保存と活用 ○未指定文化財を含む調査、研究と、指定等の取組、埋蔵文化財に関する情報の収集とデータベース化 ○文化財の保存修理、保存のための措置 ○専門人材の確保と育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の価値が損われないよう、その特性の正しい認識の下、持続可能な形での多種多様な活用の推進 ・文化財の価値が正しく理解され、広く共有される取組 ・維持保全の資金確保や手当拡大に繋がる、未来へ継承する方策としての観光振興など多種多様な活用の方針性 ・関係機関との連携による滋賀県のフロンティアの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に所在する美術工芸品の収蔵施設の建設や改修等への助成 ・地域での保管困難や自然災害等の不測の事態に備え、地域の文化財を受け入れ、収蔵・保管・公開活用できる施設の確保 ・出土文化財等の公開活用施設や史跡整備の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の価値を広く知ってもらうことによる、幅広い層から様々な形での資金確保 ・保存修理への所有者支援と、計画的な推進 ・先進的な取組の情報共有
【県の施策】 第2章1	<ul style="list-style-type: none"> ・未指定文化財に対して、必要な調査研究の推進 ・市町に連携した保存の方針の策定と保存措置 ・保存継承サクルの整備など ・県所有文化財等の保存修理等の計画的推進 ・埋蔵文化財の開発事業との円滑な調整、発掘調査の実施等による適切な保存 	<ul style="list-style-type: none"> ○今まで以上に多くの人に支えられる文化財の保存と活用 ○地域全体で支えあう仕組みづくりの推進、取組の支援 ○伝統的な材料や技術の確保 ○専門人材の確保と育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産を利用した観光振興など文化財の価値や魅力を体感できる取組の推進、広域的な発信や全県的な取組への協力、実施推進 ・歴史や文化財に興味を持つ人々のネットワークの構築 ・多くの人の手による企画と多面的、総合的な保存継承の実現に向けた取組の推進と活動の支援 ・滋賀の歴史文化を正しく理解し、地域への誇りや愛着を育み、保存と活用の好循環が生まれる取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵施設の建設や改修等への技術的支援や助成 ・公的セーフティネット等の観点における、県内での文化財を継承できる場所についてのあり方の検討 ・拠点施設を中心に、県内施設と連携を図りながら文化財の展示公開や情報提供等の活用・発信の実施 ・出土文化財の収蔵施設確保や公開活用充実の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた形での幅広い資金確保の仕組みづくり ・「滋賀県文化財保存基金」をはじめとした財源の確保 ・所有者の状況に応じた資金調達の取組が進むよう、関係機関と資金調達の事例や制度、仕組みの研究、情報の共有化による所有者の支援

滋賀県文化財保存活用大綱検討懇話会（第3回）の概要について

1. 開催日時：令和元年（2019年）11月5日 14:00～16:00

2. 開催場所：滋賀県教育委員会室

3. 議題：滋賀県文化財保存活用大綱の原案について

4. 主な意見

序章について

- 「文化財は一度失ってしまえば二度と取り戻すことのできないもの」とあるが、有形はそうかもしれないが、無形はそうではなく、習わしは元に戻すことができる。
- 保存の定義はあるが、有形文化財を意識した内容になっていないか。無形文化財についても意識して記載すべき。

歴史文化の特徴について

- 文化的景観は文化財の1ジャンルであり、文書の中に入れて欲しい。
- 素案と比べてボリュームが出て、大綱の核心に行くまで読みきれない。例えば「序章3 大綱の位置付け」や通史は資料として後ろに持っていってもいいのでは。

県内の文化財の保存・活用に関する現状と課題について

- 指定文化財のみが対象であると受け取れるところがある。
- 「文化財は伝統的な材料や技法により成り立っており」と一括りにされているが、そうでないものもある。
- 今後目指すべき方向性として「学校教育における社会や美術、総合学習の時間などを通じて若い時期から文化財に親しんでもらうために、学校教育現場での文化財を活用した授業の支援などの取組を進め、文化財の理解者の裾野を広げていきます。」とあるが、現状が書かれていない。子ども達と文化財の現状を入れるべき。

今後目指すべき保存・活用の方向性について

- ユニークベニューは文化財の価値を損なう可能性の高いものである。大綱に掲載する必要があるのか。
- 文化財が大切だと言っても、どう活用するのか、どうやって見せるのかが問われる。どう見せて活用していくか、資金確保をしていくかまで求められる。
- 大綱を策定する上で、現実問題に直面している人たちを後ろから支えるお守りとしての意味もあるのではないか。行きすぎた活用の矢面に立ち、大綱でこう書かれているから、と歯止めになるのでは。
- 大綱は活用に対する歯止めという性格を持つのも分かるが、活用を目玉として法改正させた理念を考えると、具体例を挙げるのも必要では。

- 滋賀県は現に生きている文化財が多い。文化財を子ども達にいっぱい使ってもらう。それを生かしていくのが滋賀県。そういった活用をしっかりと書き込んでいけば、滋賀らしい大綱となるのでは。

滋賀県が主体となって行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

- 優先的に取り組むテーマとして、「地域づくり・人づくり」とあるが、具体にどうやって進めるのか。最優先の課題であるのはそのとおりだとは思うが、具体性がないと進まないのではないか。

防災・防火・防犯・災害発生時の対応

- 「不測の事態」は、防火の項目内にも入れていただきたい。例えば地震の後の火災等、消防が来なくても地域で対応する必要が出てくる場合がある。
- ユニークベニュー等のイベントは、本来の形ではない状態での使用となるので、火災の危険が高まるものである。「本来の形ではない状態での使用をする場合、防火対策をしっかりととする」といった一文を入れるべき。
- 災害発生時の対応として、通報や初期消火の文言を入れ、重要物品の搬出・救出を盛り込んではどうか。

おわりに

- 「活かすことによって元気に」は、どうして活かすことが元気につながるのか、論理の飛躍があるのでは。間に産業の問題がいるのではないか。

大綱策定のスケジュール

令和元年	6月12日	第1回検討懇話会（骨子案）
	6月27日	常任委員会にて骨子案報告
	9月13日	第2回検討懇話会（素案）
	10月 7日	常任委員会にて素案報告
	11月 5日	第3回検討懇話会（原案）
	12月16日	常任委員会にて原案報告
	12月 下旬～	県民政策コメント
令和2年	3月	常任委員会にて最終案報告
	3月	教育委員会附議

※このほか、文化庁、文化財保護審議会、市町等から適宜意見をうかがい策定を行う。

(文化財保護審議会委員、市町等への原案への意見照会を11月15日〆切で実施。)

令和元年(2019年)12月16日

教育委員会事務局文化財保護課

1

2

3

4

5

6

7

8

9

滋賀県文化財保存活用大綱

(原案)

—知る・守る・活かす 滋賀の宝 わたしたちの文化財—

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

滋賀県教育委員会

- 1 序章
- 2 1. 大綱策定の背景と目的
- 3 2. 大綱における基本的な考え方
- 4 3. 大綱の位置付け
- 5 第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針
- 6 1. 滋賀県の概要
 - 7 (1) 地勢・環境
 - 8 (2) 人口
- 9 2. 県内の文化財の概要
- 10 3. 滋賀県の歴史文化の特徴
 - 11 (1) 琵琶湖によって育まれた歴史・文化
 - 12 (2) 人と物資が行き交う東西日本列島の結節点
 - 13 (3) 政治文化の中心に近い立地性
 - 14 (4) 力強い自立と自治
 - 15 (5) 神と仮の国
- 16 4. 県内の文化財の保存・活用に関する現状と課題
 - 17 (1) 文化財の調査・研究、指定等、保存修理
 - 18 (2) 文化財の保存継承を行ってきた環境の変化
 - 19 (3) 文化財の活用
 - 20 (4) 文化財の収蔵・保管・公開施設
 - 21 (5) 文化財を維持するための資金
- 22 5. 滋賀県において今後目指すべき保存・活用の方向性
 - 23 (1) 文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進
 - 24 (2) みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり
 - 25 (3) 文化財の多種多様な活用推進
 - 26 (4) 文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保
 - 27 (5) 文化財を維持するための資金の確保
- 28 第2章 滋賀県が主体となって行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置
- 29 1. 滋賀県が主体となって行う取組
 - 30 (1) 文化財の調査、指定、保存修理の着実な推進
 - 31 (2) みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり
 - 32 (3) 文化財の多種多様な活用推進
 - 33 (4) 滋賀県の文化財を県内で保存・継承・活用・発信できる拠点のあり方を検討
 - 34 (5) 文化財保護のための資金確保の制度や仕組みづくりを検討・支援
- 35 2. 優先的に取り組むテーマ
- 36

- 1 第3章 県内の市町への支援の方針
 - 2 1. 相談・助言・連絡調整
 - 3 2. 地域計画や保存活用計画策定の支援
 - 4 3. 文化財専門職員の資質向上への支援
- 5 第4章 防災・防火・防犯・災害発生時の対応
 - 6 1. 平時の取組
 - 7 2. 災害発生時の対応
- 8 第5章 文化財の保存・活用の推進体制
 - 9 1. 文化財主管課
 - 10 (1) 組織の状況
 - 11 (2) 専門人材の育成・配置
 - 12 2. 関係部局
 - 13 3. 関係部局との連携
 - 14 4. 文化財保護に係る審議会
 - 15 5. 関係団体との連携
 - 16 6. 国や他の都道府県との連携
- 17 参考資料
 - 18 1 文化財の体系図（国指定文化財の場合）
 - 19 2 法における「文化財」等
 - 20 3 文化庁「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」における大綱等の対象文化財
 - 22 4 関連する計画
 - 23 5 滋賀県文化財指定件数
 - 24 6 県内市町別文化財指定件数
 - 25 7 滋賀県が実施した文化財調査
 - 26 8 国の文化審議会答申（「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用のあり方について」（第一次答申））
 - 27 9 法におけるそれぞれの立場や役割
- 29 付属資料

1 序章

2 1. 大綱策定の背景と目的

3 文化財は我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、先人の不断の努力により現在まで守
4 り伝えられてきた貴重な財産です。また、文化財は日本の歴史や文化の正しい理解のため
5 に欠くことのできないものでもあり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。先人
6 の足跡である文化財は、すべて我々の存在を語る証としての宝であり、地域の誇りでもあ
7 ります。今を生きる我々は、文化財保護法（以下「法」という。）に定められているとおり、
8 国民、所有者、国、地方公共団体それぞれの立場と役割において、文化財を未来に向けて
9 繙承していく大きな責務を負っています。

10 特に本県における文化財は、人口当たりの件数が多く、広範囲に点在しており、県内各
11 地の小さな地域コミュニティーの中の住民に支えられながら、守られてきたという特徴が
12 あります。

13 しかしながら、少子化による人口減少や地域の過疎化、高齢化など、大きく社会状況が
14 変化する中で、文化財を取り巻く環境も大きな影響を受け、全国的に見ても文化財の継承
15 が危機的な状況となっています。その結果、文化財の滅失や散逸、変容等が深刻かつ喫緊
16 の課題となりつつあり、地域によって支えられてきた本県の文化財の特徴を今後も保持し
17 ていけるかどうかが、県内全域において大きな課題となっています。

18 また、近年、地球規模の気候の変化による相次ぐ台風等の大規模な自然災害により、文
19 化財が大きな被害を受けており、今後の継承に大きな影響が生じています。

20 一方、歴史文化基本構想¹など文化財を単体でなくその周辺環境も含め、様々な分野が連
21 携を図りながら総合的に保存や活用をしていく方向性が広まりつつあり、文化財の価値を
22 まちづくりや地域活性化、観光振興などに活かしていこうとするなど、文化財への期待は
23 増大しています。

24 このような状況を踏まえ、国では文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわ
25 しい保存と活用のあり方を検討し、地域における文化財の総合的・計画的な保存活用を進
26 めていくため、平成30年度に法の改正（以下「法改正」という。）を行いました。この法
27 改正では、文化財を、地域の文化や経済の振興の核として、多くの人が参画して地域社会
28 全体で確実に未来へ継承する方策を進めることとし、新たに、県における文化財保存活用
29 大綱（以下「大綱」という。）、市町における文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」
30 という。）、文化財の所有者または管理団体による個別の文化財の保存活用計画（以下「保
31 存活用計画」という。）の策定を促しています。

32 また、本県においても平成29～30年度に、人口減少を見据えた文化財保護の将来像をつ
33 くるため、「滋賀ならではの文化財保存継承プロジェクト事業」として外部有識者の意見を
34 聴きながら、「滋賀ならではの文化財保存継承のあり方」（研究報告）をとりまとめました。

¹ 地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想

1 ここでは、県下の現状と課題を把握した上で、長い年月をかけて培われてきた地域の歴史
2 の中で、地域の生活に密着し、篤い信仰の中に溶け込み、世代を越えて守り伝えられてい
3 ることを本県の文化財の最大の特徴として捉えています。そして、「今まで以上に多くの人
4 に支えられながら、文化財が継承されてきた「これまでの地域」²と、変わりゆく「これか
5 らの地域」³、また新しく生まれる地域の中で、さらに大切に守られていく姿を目指す」と
6 いう将来像を明確にし、県として今後取り組むべき施策を分野ごとにまとめました。

7 文化財は一度失ってしまえば二度と取り戻すことのできないものであり、伝承し続けな
8 ければ失われていくものです。それゆえに本県の特徴である地域に根付く文化財が、より
9 多くの人々に支えられながら守られていく姿を「滋賀ならではの文化財の保存と活用の好
10 循環」として位置付け、たくさんの人々と連携することにより、継承を図っていくことが
11 重要だと考えます。

12 本県の文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存と活用に関する基本的
13 な方針を明らかにし、種々の取組を適切に進めていく上で共通の基盤となる方針を示し、
14 今後の総合的な施策推進に向けて『滋賀県文化財保存活用大綱』を策定します。

15 なお、本大綱は、本県における文化財の保存と活用の基本的な方針を定めるものである
16 ため、特定の期間は設定していません。ただし、社会状況の変化、関連する計画等の改定
17 や県内市町の状況等も踏まえ、より望ましい文化財の保存や活用を図るために必要が生じ
18 た場合は、隨時見直しを行うものとします。

19

20 2. 大綱における基本的な考え方

21 本大綱における基本的な考え方は以下のとおりです。

22

23 文化財とは

24 法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物
25 群の6つの類型を文化財⁴としています。（参考資料1、2）

26 ここでは、人々の長い営みの中で生み出され、信仰や生活、風土と共に育まれ、今日
27 まで守り伝えられてきた有形無形の文化的所産（人類が形作ってきた結果として生み出
28 された物や精神）のこととも含みます。（参考資料3）

29 これらは、本県の歴史や文化などの正しい理解のために欠くことができないものであ
30 り、将来の文化の向上発展の基礎をなす県民のみならず国民共有の財産です。

² 研究報告では、これまでの地域を「文化財が個人やそれぞれの地域の生活に密着に関わり、篤い信仰の中に溶け込み、世代を越えて今も守り伝えられ、現在もその価値が地域の中で理解され継承されている地域をさす。」としています。

³ 研究報告では、これから地域を「これまでの地域に加えて、これまでの地域が、少子・高齢化をはじめとする様々な社会的要因による影響を受け、これまでと同じような維持ができない結果として、変化していく地域をさす。」としています。

⁴ 法第2条に規定があり、参考資料3、4において文化財の体系図、法の規定を示しています。また、6つの類型以外にも埋蔵文化財や選定保存技術など、法に規定されている分野を示しています。

1 保存とは

2 文化財そのものの価値を損なうことなく将来に向けて守り伝えていくことをいいます。
3 この保存には、無形文化財や民俗文化財等を守り育て伝えていく伝承活動も含んでいま
4 す。

5 活用とは

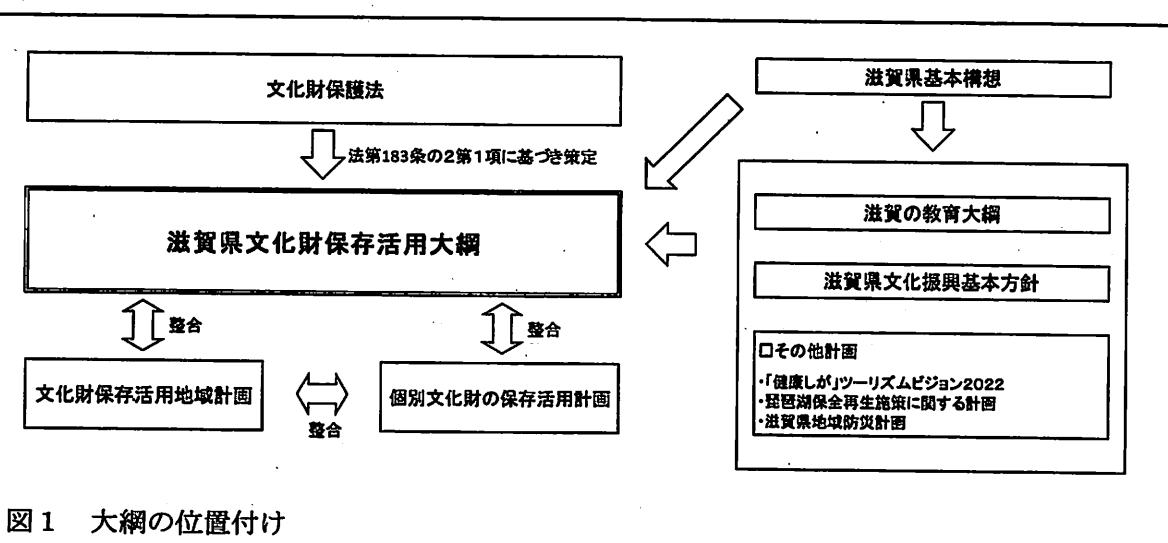
6 文化財そのものの価値を損なうことなく、文化財の魅力や価値が人々に享受され、本
7 県の歴史や文化を活かした地域づくりや人づくりなどにつながる取組のことをいいます。

8 地域に根差す本県の文化財を大切に思う心の輪が広がり、文化財の継承と地域社会の
9 持続性につながる取組を「滋賀ならではの文化財の活用」と位置付け、その実現を目指
10 します。

11 3. 大綱の位置付け

12 大綱は、法第183条の2第1項に基づき策定します。「滋賀県基本構想」を上位計画とし、
13 「滋賀の教育大綱」や「滋賀県文化振興基本方針」、「健康しが」ツーリズムビジョン20
14 22、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」、「滋賀県地域防災計画」などの計画と整合を
15 図ります。(参考資料4)

16 今後、地域計画や保存活用計画の策定にあたっては、法に規定されているとおり本大綱
17 を勘案し、大綱に示す文化財の保存と活用に関する基本的な指針に照らし、整合性が図ら
18 れていることが求められます。



1 第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

2 1. 滋賀県の概要

3 (1) 地勢・環境

4 面積は約4千平方キロメートルで、県土のおよそ6
5 分の1を占める琵琶湖を抱く近江盆地が広がり、その
6 周囲を伊吹、鈴鹿、比叡、比良などの山々が囲んでい
7 ます。その位置は、日本列島のほぼ中央に位置し、近
8 畿・東海・北陸の経済・文化を結ぶ結節点にあたり、
9 全国を東西・南北に繋ぐ鉄道・幹線道路をはじめとする
10 交通の要衝として、全国有数の内陸工業県となって
11 います。

12 盆地の周りを囲む山々から流れ出る500を超える大
13 小の河川や湧水のほとんど全ての流れは扇状地や三角
14 州をつくりながら琵琶湖に注いでおり、本県は一つの
15 水の流れを全県で共有している、全国でも珍しい県です。

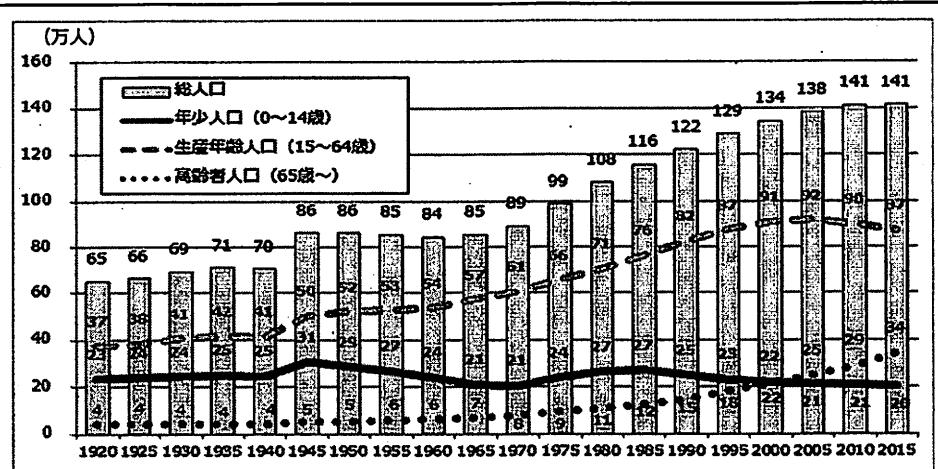
16 この水系は琵琶湖から流れ出る唯一の河川である瀬田川となり、宇治川、淀川と名前を
17 変えて大阪湾に注ぎ、一部は琵琶湖疏水を経て京都の鴨川へと繋がっています。琵琶湖は
18 本県をはじめ京都府、大阪府、兵庫県など約1,450万人の生活や産業を支える淀川水系の
19 貴重な源です。

20 また、県内各地の流域や琵琶湖は、本県独自の美しい景観を作り出し、人々は水と琵琶
21 湖との密接な関わりの中で滋賀ならではの豊かな歴史文化を育み、現在においても、生業、
22 学習、観光をはじめとした様々な営みの根源となっています。

23

24 (2) 人口

25 本県の人口は約141万人で、平成26年(2014年)から人口減少局面に入りました。



35 図3 滋賀県の人口推移(『国勢調査』(総務省))

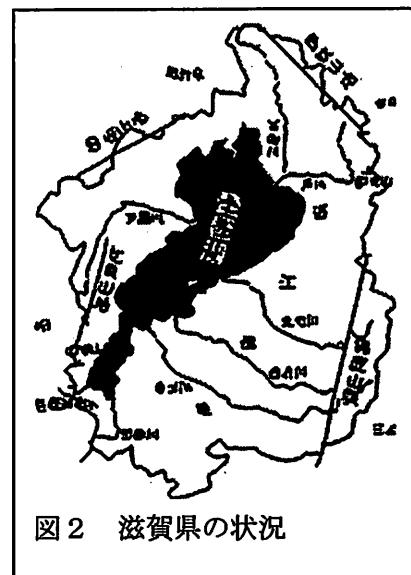


図2 滋賀県の状況

1 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 27 年（2045 年）の滋賀県の総人
2 口は、126.3 万人とされており、平成 27 年（2015 年）に比べて 10.6% 減少するとされて
3 います。人口動向を地域別に見ると、大津地域および湖東地域は令和 2 年（2020 年）頃ま
4 で増加し、南部地域は令和 12 年（2030 年）頃まで増加すると予測される一方、それ以外
5 の地域では、既に人口減少に転じています。

6

7 2. 県内の文化財の概要

8 本県は国指定文化財が 1,345 件、県指定文化財が 500 件、市町指定文化財が 1,582 件で
9 合計 3,427 件の文化財が指定されています。（参考資料 5）

10 建造物、美術工芸品、民俗文化財、記念物、埋蔵文化財、伝統的建造物群保存地区、文
11 化的景観などの各分野で様々な時代の多くの文化財を有しているとともに、県内全域に分
12 布しており、すべての市町で国、県、市町指定文化財が存在しています。（参考資料 6）

13 重要文化財の指定件数は全国 4 位であり、建造物や彫刻は同 3 位、名勝は同 2 位、重要
14 文化的景観選定件数は同 2 位で、国宝の指定件数も同 5 位となっています。単位面積あたりの城郭数は全国 1 位であり、全国屈指の文化財保有県となっています。また、約 4,600
15 か所の周知の埋蔵文化財包蔵地⁵も琵琶湖の水中を含む県内のほぼ全域に所在しています。

16 世界文化遺産としては『古都京都の文化財』（京都市・宇治市・大津市）の構成資産として
17 「比叡山延暦寺」、ユネスコ無形文化遺産としては、『山・鉢・屋台行事』の「長浜曳山
18 祭」、ユネスコ世界の記憶としては『朝鮮通信使に関する記録』があり、さらに、現在暫定
19 リストに記載されている『彦根城』の世界遺産登録も目指しています。

20 また、日本遺産としては、認定第 1 号となった「琵琶湖とその水辺景観—祈りと暮らし
21 の水遺産—」をはじめ、「忍びの里 伊賀・甲賀—リアル忍者を求めて—」、「きっと恋する
22 六古窯—日本生まれ日本育ちのやきもの産地—」、「1300 年つづく日本の終活の旅—西国三
23 十三所観音巡礼—」など、本県の豊かな歴史や文化財が紡ぎだした 4 つのストーリーが認
24 定されています。

25

26

⁵ 埋蔵文化財は土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）のこと、周知の埋蔵文化財包蔵地は埋蔵文化財の存在が知られている土地のこと

1 3. 滋賀県の歴史文化の特徴

2 本県には日本列島の形成やその後の自然環境の変化、そして有史以来の豊かな歴史があり、その証として人々が日々の暮らしや生業の中で育み、守り伝えてきた数多くの文化財があります。文化財が生みだされ、育まれた滋賀ならではの歴史や文化として、ここでは5つの特徴を挙げます。(本県の豊かな歴史文化については、巻末の付属資料参照)

6

7 (1) 琵琶湖によって育まれた歴史・文化

8 本県の歴史と文化は、全時代を通じて琵琶湖の存在、琵琶湖と水との深い関わりの中で織りなされてきました。県域を囲むように存在する四方の山々を水源とする豊かな水は、川を下り、その水は多くの固有種をはじめとする多様な生物を生息させました。また、琵琶湖の周りには豊饒な平野部が形成され、弥生時代以降、日本有数のコメどころとしてその生産力を誇ってきました。人々はこの琵琶湖が育む恩恵に預かり、琵琶湖と共に生き、そして暮らし、数多くの人々の命によって歴史と文化が築かれてきました。琵琶湖の存在により、農業や漁業、林業などの生業が培われ、その生業の形や技術は本県独自の民俗として受け継がれ、信仰に深く結び付いた祭りや諸行事として地域の中で数多く伝承されてきました。また、人々は古くから山や川、湧水地や湖、また島々などの自然の場所を「カミのいます」ところとして認識し、薬師如来を本尊とする延暦寺を中心に、琵琶湖をめぐる水信仰の大系が「天台薬師の池」と呼ばれ、水を豊かに湛え瑠璃色に輝く琵琶湖は、「水の浄土」として、薬師如来への信仰とともに、琵琶湖周辺に数多くの寺社が建立され、様々な水と結びついた祈りの文化が脈々と受け継がれるなど、琵琶湖の水を信仰のよりどころとしてきました。

22 その所産が今も地域に点在するように残され、数多くの「文化財」となっています。このように本県の文化財は、琵琶湖と共にあります。これは他の都道府県にはない唯一無二の風土であり、最大の特徴であり大きな価値です。これを代表するひとつとして、60か所を超える水中(湖底)遺跡があります。湖底に沈む遺跡は、琵琶湖に近接した人々の生活実態とともに、琵琶湖そのものの歴史、災害の歴史を知る上でも大切な文化財といえます。

28 また、琵琶湖とともに育まれ、水を巧みに取り込み、自然とともに生きる暮らしの文化は、重要文化的景観近江八幡の水郷をはじめ、水と暮らしが作りだす文化的景観などとして、水郷や縦横に水路が巡る集落などに見ることができます。また、名勝居初氏庭園(大津市)や重要文化財蘆花浅水荘(大津市)のような琵琶湖を借景・背景とする庭園や建造物は、人々の心を豊かにし、さらに、琵琶湖を題材とする芸術作品も生み出しました。

33 琵琶湖とともに育まれたエリやヤナなどの伝統漁法は今も続けられています。そこで捕らえられた琵琶湖固有種を使った鮒ずしに代表される伝統料理は今も食卓をにぎわせ独自の食文化を育んでいます。こうした琵琶湖と共生してきた農林水産業は、「森・里・湖に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として、令和元年(2019年)に農林水産大臣によって日本農業遺産に認定され、さらに、国連食糧農業機関(FAO)が認定する世界農業

1 遺産の候補としても認められたところです。

2

3 (2) 人と物資が行き交う東西日本列島の結節点

4 本県は、唐橋遺跡（大津市）や近江国府関係の遺跡（史跡近江国府跡（大津市））など古
5 代以来の主要な街道の痕跡を示す遺跡、史跡草津宿本陣（草津市）、史跡旧和中散本舗・重
6 要文化財大角家住宅（栗東市）、重要伝統的建造物群保存地区彦根市岸町河原町（彦根市）
7 など江戸時代の街道の様子を現在に残す建造物や街並、一里塚、道標、街道を行き来した
8 近江商人に由来する様々な文化財や、朝鮮通信使関係等の国際的な交流を示す資料（重要
9 文化財雨森芳洲関係資料（長浜市）など）、近代化の中では日本の先駆けとして整備され
10 た県指定有形文化財旧長浜駅本屋（長浜市）や、登録有形文化財近江鉄道愛知川橋梁（彦
11 根市）といった近代鉄道関係の遺産など、本県の交通網の発達と賑わいを示す様々な時代
12 の文化財が県内各地に残されています。また、古代の琵琶湖の水運の姿を示す塩津港遺跡
13 （長浜市）や、近世の琵琶湖が果たした全国物資集積の様子や湖上交通の状況を示す重要
14 文化財大津百艘船関係資料（大津市）など、琵琶湖を中心に人と物資が行き交っていたこ
15 とを示す文化財も数多く残されています。

16 このように、東西の文化の接点、結節点と言われます。これは単に、日本列島のほぼ中
17 央に本県が位置しているという事だけではなく、東方から北陸道、東山道、東海道という
18 古代以来の幹線道路が集まり、道路網が琵琶湖の周囲を回廊上に巡って発達したことによ
19 因します。東日本、北日本と西日本との間を行き来する人や物資は、琵琶湖の水運を利用
20 しながら湖尻の大津に集結し、蓬坂峠を経て京都へ、さらに西日本へと動いていきます。
21 古くから発達したこうした道路網・交通網の発達こそが、日本史上における近江の重要性
22 の源泉をなしています。さらに、豊かな土地とそこから生み出される物資により支えられ
23 た経済力があり、これも繁栄が生み出された理由として挙げられます。

24 それらを基盤として、本県は古くから要衝の地として人が行き交い、多様な文化を受け
25 入ってきたことで、特色ある歴史・文化が形成されてきました。同時に、渡来人文化、仏
26 教文化、社寺建築、城郭築城技術をはじめとして新しい技術や文化も積極的に取り込んで
27 きたことも大きな特徴だといえます。

28

29 (3) 政治文化の中心に近い立地性

30 本県には、史跡瀬田丘陵生産遺跡群（大津市・草津市）や甲賀守（甲賀市）などを背景
31 にした天智天皇の大津宮（史跡近江大津宮錦織遺跡（大津市））、聖武天皇の紫香楽宮（史
32 跡紫香楽宮跡（甲賀市））などが営まれました。平安時代初期、桓武天皇によって京都に平
33 安京が営まれて長らく王城の地となります。同時に大津は都城の外港として大いに栄え、
34 比叡山も王権の宗教的権威として重要な位置を占めています。

35 京都に都が置かれた平安時代以降、明治維新まで、近江は都に隣接する国として中央政
36 権と様々な関わることとなります。特に、室町時代には京都に幕府が置かれたことから、
37 戦国時代以降、室町將軍の力が衰えた後も、近江は幕府との深い関わりを持ち続けます。
38 戦国末期、京都を追われた將軍が近江守護六角氏を頼って近江に滞在し、六角氏の支援を

1 経て京都復帰を果たす事態がしばしば起こります。朽木の名勝旧秀隣寺庭園（高島市）や
2 岩神館遺跡（高島市）は、室町將軍の近江滞在に関わる遺跡です。

3 近世初頭、織田信長は天下人の居城として安土城（特別史跡安土城跡（近江八幡市、東
4 近江市））を築き、家臣たちに近江国内の要所に居城を築かせます。明智光秀の坂本城（大
5 津市）、羽柴秀吉の長浜城（長浜市）、織田信澄の大溝城（高島市）は、いずれも湖岸に築
6 かれ、石垣が築かれて天守が建てられることや城下町に中世以来の港が取り込まれており、
7 付近を主要な街道が通ることなど、共通する特徴を有しており、信長の統一的な意図のも
8 とに築かれたと考えられています。信長は、京都に隣接する近江を自身の拠点と定め、拠
9 点城郭を築いて琵琶湖と陸上の交通を掌握しようとしたのです。

10 信長の後を受けて天下統一を進めた豊臣秀吉は、京都に聚楽第を築いて関白政権の政庁
11 としました。その一方で、近江は東国に配置された大大名徳川家康を意識し、家康への抑
12 えとして位置づけられます。秀吉時代に近江に整備されたり、築かれたりした拠点城郭は、
13 東側を意識した構造になっており、秀吉はそれらに自身の子飼いの武将を配置しました。
14 たとえば豊臣政権三中老の一人、中村一氏が置かれた水口岡山城（甲賀市）は、東西を結
15 ぶ主要交通の一つである東海道をにらむ位置に築かれました。石垣と天守という豊臣政権
16 の拠点城郭のシンボルが街道を通る人の目に入り、豊臣政権の存在を見せつけています。

17 関ヶ原の合戦後、覇権を握った徳川家康は近江を大坂城にいる豊臣氏に対する最前線と
18 位置づけ、秀吉が築いた拠点城郭を廃して彦根城（特別史跡彦根城跡、国宝彦根城天守及
19 び附櫓、重要文化財彦根城天秤櫓ほか4棟（彦根市））や膳所城（大津市）を近江における
20 拠点城郭として築きます。特に彦根城は、徳川譜代の重臣井伊家の居城として、幕末ま
21 で西国ににらみを利かせる徳川政権の最前線として重要な役割を果たしてきました。

22 中世の終わりごろ、疫神送りの行事として当時の都で流行した風流囃子物と呼ばれる芸
23 能がいち早く本県に伝来しました。現在もサンヤレ踊り（国選択無形民俗文化財草津のサ
24 ンヤレ踊り（草津市））や長刀振り（国選択無形民俗文化財近江のケンケト祭り長刀振り（守
25 山市・甲賀市・東近江市・竜王町））などと呼ばれ県内各地の祭りで踊りが奉納されています。

26 本県は、幾度となく歴史の表舞台として、重要な役割を果たしてきましたが、これらは
27 単に、滋賀の地が中央政権に近い立地であるというだけで求められたのではなく、豊かな
28 生産力や渡来系氏族の知識や技術に培われてきた、鉄や木材、石材などの豊富な資源とそ
29 れを動かす独自の人材や政治力があったからだと考えられます。このような地は他には例
30 をみないものであり、本県の大きな強みと魅力といえるものです。

32

33 (4) 力強い自立と自治

34 本県の各時代を通して見ることができるひとつの特徴として、地域の人々の自立性と自
35 治力を上げることができます。たとえば、史跡甲賀郡中惣遺跡（甲賀市）や国宝菅浦文書（長
36 浜市）など中世の村文書、惣村内に建立された国宝苗村神社西本殿（竜王町）、国宝
37 大庭原神社本殿（野洲市）をはじめ、数多くの優れた神社本殿建築などの文化財に、連合
38 体としての一揆、惣村などの自治組織、甲賀の侍たちが組織する郡中惣など、地域で成立

した自治組織が独立し、またそれらが連携して大きな近江という国として成り立っている
という風土を見るすることができます。また、中世に成立した官座と呼ばれる自治性の強い祭
礼組織が長く維持され、現在も県内各地域で官座などの古い組織によって祭りや「オコナ
イ」⁶などの諸行事が運営されている事例も見受けられます。

この小さな単位を大切にしながら形作られてきた強い地域力により守られてきた地域の
歴史と文化が、今もなお時代を超えてそのままの形で守られ続けそのままの形を見ること
ができるという他には無い大きな特徴があります。

こうした地域の自立性は、近江に強大な力を持った戦国大名が登場しなかったことと裏
腹な関係にあります。また、地域の自立性が高まった結果、自分たちの身は自分たちで守
るとする自力救済の思想が広まり、村や寺に至るまで堀や土塁といった防御施設を備える
ようになります。滋賀県には、昭和 57 年（1982 年）から 10 年間にわたって実施された滋
賀県中世城館分布調査によって、1,328 の城跡があったことが確認されましたが、この数字
は福島県、広島県、岩手県について全国第 4 位の多さです。また単位面積あたりの城郭の
数では、滋賀県は 1 平方キロメートルあたり 0.33 と全国第 1 位であり、狭い範囲を支配す
る小規模な城跡が数多く存在したことがわかります。このように滋賀の自立性は多数の小
規模城郭を生み出し、その中には武士だけでなく寺や村などが城塞化したものも少なから
ず存在するところに大きな特徴があります。

（5）神と仏の国

本県では、新たな文化を絶えず受け入れ、それ以前の古い要素とうまく融合させながら
現代に伝えてきたという特徴も合わせ持っています。その特徴を総合的に表すものが、神
と仏の国としての滋賀の姿です。

滋賀の先人たちは、原始時代から近江盆地の各所において山や湧水池、河川や琵琶湖な
どにカミ（神）の存在を感じ、自然神に対する信仰をはぐくんできました。その後、朝鮮
半島や中国大陆などから渡来系氏族が仏教信仰をたずさえて土着するとともに、6～7 世紀
にはヤマト政権と関わりをもつ有力豪族も寺院を盛んに建立するなど、新来の仏教文化が
早い時期に定着した地でもあります。重要文化財石塔寺三重塔（東近江市）は、渡来系氏
族の存在を伝える重要な遺構です。

神への信仰と外来の仏教信仰との間には、初期において矛盾や争いもあったと思われま
すが、『日本靈異記』に三上山の神が仏教を信仰したエピソードが登場するように、近江国
では比較的早くから共存し、融合していったと考えられます。平安時代に入ると、最澄が
開いた比叡山延暦寺と天台宗において、ひときわ神と仏を一体的に信仰する文化が深めら
れ、神秘的な密教の仏像や、仏の姿をした神像（本地仏）などが作られました。長浜市の
向源寺が所有する国宝木造十一面觀音立像（長浜市）や、大津市の園城寺にある国宝

⁶ 年頭にあたって神仏の前に村人が集い、その年の村内安全や五穀豊穣を祈る行事で、現在でも湖北地域や甲賀地域を
中心に湖東・湖南地方でも広く伝承されている。餅花や牛王宝印と呼ばれる護符の祈祷、的や空に向かって矢を射る、
乱声（ランジョウ）という堂の床や壁面を叩き大きな音を立てるなど様々な儀式が執り行われる。

1 絹本著色不動明王像（黄不動尊）（大津市）などが一例です。古文書では、最澄自筆の国
2 宝天台法華宗年分縁起（延暦寺）や、園城寺を開いた円珍の行跡を示す国宝
3 智証大師関係文書典籍（大津市）が伝えられ、建造物では国宝延暦寺根本中堂（大津市）
4 や国宝日吉大社西本宮本殿（大津市）などが建替えられつつ現在も威容を保ち、わが国を
5 代表する「神と仏」の文化の典型を知ることができます。

6 さらに、天台薬師の池と称えられた琵琶湖を中央に臨み、莊園の展開とともに県内一円
7 に天台宗系の寺院が建立され、そこでは仏像彫刻や仏画、経典類など様々な美術工芸品が
8 制作され、また国宝西明寺本堂（甲良町）、国宝金剛輪寺本堂（愛荘町）、国宝善水寺本堂（湖南
9 市）、国宝長寿寺本堂（湖南市）、国宝常樂寺本堂（湖南市）など、わが国を代表する仏
10 堂建築は枚挙に暇がありません。美術工芸品の多くは、時代の転変とともに惣村など地域
11 における管理の下、観音堂、薬師堂、地蔵堂などと呼ばれる小堂に安置され、大切に守り
12 伝えられてきました。惣村における氏神や小堂ではオコナイなどの村落行事が行われるな
13 ど、地域の共同体の信仰拠点として長きにわたり維持されてきました。

14 湖北や甲賀の観音像をはじめとする県内の仏像彫刻や、中世や近世における地域の神社
15 建築が数多く残っています。これこそが、滋賀の風土であり、県内に各時代、様々な文化
16 財が質、量ともに豊かに残っているゆえんです。

17
18
19 このように、本県の文化財は、長い年月に培われてきた地域の歴史の中で、個人や各々
20 の地域の生活に密着し、篤い信仰の中に溶け込み、世代を越えて守り伝えられ、今も生き
21 た形で存在しています。

22 ここで示した5つの特徴は、本県の歴史文化の大きな特徴ですが、この中には、
23 その文化財が生み出された背景や今日まで守り伝えられてきた理由が隠されています。さ
24 らに、視点を変えたり、小さな地域に目を向けることで、異なる特徴、地域の独自性を見
25 出すことができ、そこから今後の目指すべき方向性や各種施策が導き出されるものと考え
26 られます。

- 1 4. 県内の文化財の保存・活用に関する現状と課題
- 2 (1) 文化財の調査・研究、指定等、保存修理
- 3 ○文化財の調査、研究、指定
- 4 本県では豊かな歴史文化を背景に数多くの文化財が残されてきました。文化財の保存と
5 活用を行うために、まずどのような文化財が、どこに、どのような形で残されているのか
6 を調査し把握することが必要です。本県ではこの観点からこれまで全県的な調査や市町村
7 単位の区域内の調査など様々な文化財調査を実施し、本県における文化財の全体像や、個
8 別の文化財の価値を明らかにしてきました。(参考資料7)
- 9 これらの調査を基礎として、法や県・市町の文化財保護条例により非常に多くの文化財
10 の指定を行い、保存を図ってきました。その結果、国、県、市町による指定文化財の合計
11 件数は、東京都、京都府、兵庫県に次ぐ全国第4位となっています。
- 12 また、県内には数多くの埋蔵文化財が所在しており、道路や河川改修といった公共工事
13 のほか、住宅や店舗の建設などの開発事業においても、文化財の保存との調整に努め、重
14 要な遺跡については現状保存や史跡指定を行い、現状保存ができない遺跡については発掘
15 調査の実施によって記録保存を図るなど、本県の多彩で豊かな歴史を明らかにしてしま
16 た。
- 17 このようにこれまで様々な形で保存を進めてきましたが、本県の歴史と文化の深さと多
18 样性を鑑みると、県内にはその価値が知られていない文化財や発見されていない文化財は
19 まだまだ数多く存在すると考えられます。
- 20 これまでの調査だけで県下の文化財の状況が網羅的に把握できているというわけではあ
21 りません。調査から長い年月が経っており、最新の状況が反映されていないものや、法に
22 おける文化財の類型に分類されないもの、各地域にとって重要なものなど、地域計画に基
23 づく新たな視点で次世代に継承していくべき文化財を悉皆的、総合的に把握する調査等は
24 まだ十分に行われていないのが現状です。
- 25 調査の結果は、分析や研究により、はじめて文化財の存在と価値が裏付けられます。調
26 査と研究は一体のものとして行われる必要がありますが、まだ十分に行われているといえ
27 る状況にはありません。
- 28
- 29 ○文化財の保存修理、保存のための措置
- 30 指定された文化財を将来に向けて保存し、継承していくために、これまで所有者や地方
31 公共団体では、保存修理や防災施設の設置、史跡の公有化などを進めてきました。近年で
32 は個別の文化財の状況に応じて、所有者や地方公共団体によって、その保存と活用の方針
33 を定めた「保存活用計画」の策定も順次積極的に進められています。
- 34 文化財にとって保存修理は基本的に必要なものであり、周期的に保存修理が必要なもの
35 も数多くあります。しかしながら、指定されている文化財であっても、必ずしも円滑に保
36 存修理が進んでいるわけではなく、今後修理を行う必要があるものが数多く存在します。

1 無形の民俗文化財に使用する用具などについても、引き続き修理を進めていく必要があります。また、史跡を保存するための公有化や公開活用のための史跡の整備もまだまだ十分ではありません。

4

5 (2) 文化財の保存継承を行ってきた環境の変化

6 ○地域力の低下、価値観の多様化

7 本県の文化財は人口当たりの件数が多く、小さな地域コミュニティーひとつひとつの中
8 で、地域ごとに住民に支えられ守られてきたという特徴があります。しかしながら、近年、
9 少子化による人口減少、地域からの若年層の人口流出による過疎化、価値観の多様化など
10 により、これまで文化財を守ってきた地域力が低下しています。

11 また、地域における日常生活と文化財との関わりが薄くなり、人々の文化財に対する意
12 識が変化し、あるいは子どもたちが地域の歴史や文化財について教わり、触れ親しむ機会
13 が減少するなど、これまでのような日々の生活の中での継承が難しくなりつつあります。
14 近代以前の歴史や生活の中で培われてきた各地域における風習は、まさに地域の民俗文化
15 そのものですが、近代化に伴い形骸化し、人知れず廃れ、失われるなど危機的な状況を迎
16 えています。さらに、盗難や汚損などにより文化財が人為的に被害を受ける事態も発生し
17 ています。

18 このような危機的な状況においても、先人が残した貴重な財産であるという考え方や使命
19 感のもと、文化財の継承のため、様々な工夫や取組を行っている地域や保存会等の団体が
20 県内には多くあります。地域や保存会では、より良い継承に向けての検討と不断の努力が
21 続けられています。文化財を地域のシンボルや地域活性化のツールとして位置付けたり、
22 地域にとっての文化財の価値の再認識、再構成を行って継承しようとする取組も見られます。

24 また、高齢化の進行に伴い、文化財に関心を持つ元気な高齢者が増えてきており、文化
25 財の保存や活用に携わる人や、ボランティアガイドなど地域の歴史や文化の語り部として
26 活躍されている人も増えてきています。

27 新たな住民を迎え入れている地域においても、文化財が新たなふるさと作りや地域づくり、地域文化の創造などに寄与している事例が見られます。具体的には、伝統的な祭りに
28 新住民が参加することや、史跡を公園に整備すること、博物館等での展示公開や講座、各
30 地域の文化財を学ぶ郷土学習サークルの活動などがあり、文化財が新旧の住民を結びつけ、
31 地域コミュニティーに対する住民理解、郷土愛を深める役割を担っています。

32 さらには、近年急速に普及したSNSなどインターネットを媒介として、地域に縁もゆ
33 かりもない人が祭りの踊りを伝承していくこうとする取組事例も見ることができます。この
34 ように文化財に今日的な価値を見出す若者が一方でいることも見逃せない事実です。

35

36

1 ○自然環境の変化

2 多くの文化財は、都市化や開発からは、一線を画し、周辺の自然環境に溶け込むなどして、適切に保存されていました。しかし、過疎化や生業の変化に伴う耕作放棄地や手入れのされない山林の増加等によって周辺環境の荒廃が進んでいる場所も見受けられるようになりました。また、外来生物の増加によって名勝や史跡への物理的被害、天然記念物の生息・生育環境への影響が生じているほか、ニホンジカ・イノシシ等の個体数の増加により、踏み荒らしや食害などの被害も生じています。このような自然環境の変化は、琵琶湖における伝統的漁法や食文化にも影響を与え、文化的景観や民俗文化の伝承にとっても脅威となっています。

10 また、阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震のような巨大地震が多くの文化財に被害を及ぼすほか、台風の巨大化やゲリラ豪雨など、短期間で激しい風雨が生じるようになります、文化財の被災が増える傾向にあります。

13

14 ○伝統的な材料や技術

15 文化財の中には伝統的な材料や修理に使用する道具、職人の技術により成り立っているものもあり、現在でもそれらを用いて保存修理を行っています。従来、文化財を構成している材料は、周辺環境の中で、適切に維持、管理されることにより調達され、技術は専門的な職人集団や家業として受け継がれてきました。

19 しかし、近代化に伴う生活環境の変化や、周辺環境の荒廃等によって、地域内外を問わず材料を確保することが困難となりつつあります。材料の特殊性や希少性等により市場規模が小さいことが、さらなる縮小化傾向に拍車をかけています。

22 文化財の保存に携わる宮大工や屋根葺師、⁷装潢師⁷や仏師などの職人についても、伝統的な技術による仕事が限られていることから後継者が減少し、その知識と技術の継承が難しくなってきています。

25 このような状況から、国は文化財建造物の保存修理に必要な資材の供給地や技術者の研修地となる「ふるさと文化財の森」を設定し、修理用資材の確保や普及啓発、研修の場として活用する取組を進めており、本県では、屋根を葺く材料である檜皮やヨシが採取できる東近江市内の境内林や近江八幡市内のヨシ地が設定されています。また、文化財の保存修理に向けて、現在では入手困難になった大規模な木材を確保するために、生産者とともに育成管理を協働で実施する取組もあります。

31 伝統的な技術については、法や県・市町の条例により文化財の保存のために欠くことのできない技術や技能を「選定保存技術」として選定しています。県内では、曳山祭における山車の修理技術や邦楽器の糸製作、藍染めの技術などの継承や後継者の養成が図られています。

35 また、甲賀市の信楽焼や彦根市、長浜市における仏壇制作など、県内各地で伝統的な生

⁷ 主に紙や絹を中心とする素材で構成された文化財の保存修理を行う専門技術者のこと

1 業や暮らしと結びついた工芸技術や手わざが伝承されています。伝統工芸品も生活の変化
2 に伴って需要が減少している中で、材料や後継者の課題を抱えています。

3 このような伝統的な材料や技術の問題は、今後文化財を保存していく上で影響を与える
4 可能性があります。

5

6 ○専門人材

7 文化財の保存は高度な技能が必要な専門性の高い分野であり、専門性に応じた保存の理
8 念や、実践に基づいた政策が実行されていく必要があります。本県では戦前から文化財建
9 造物の保存修理を実施するために、県に専門職員が配置されてきました。また、昭和 20～
10 30 年代には美術工芸品や埋蔵文化財の専門職員が配置され、各分野の文化財保護を積極的
11 に進めてきました。一方、市町村においては、昭和 50 年代から開発事業に伴う埋蔵文化財
12 の発掘調査に対応するために専門職員が配置されはじめ、徐々に市町村における文化財保
13 護の体制が整えられ、全国的にも高い配置率を実現してきました。

14 しかし、その体制としては、専門分野や年齢構成に偏りがあり、職員の世代交代に伴う
15 技術や理念の継承に課題が生じています。また、専門職員が配置されず、基礎的な体制整
16 備ができていない市町もあります。

17 行政以外に目を向けると、大学等の研究機関や博物館等との連携による文化財の調査や
18 歴史的建造物の保存に関わるヘリテージマネージャー⁸による調査、保存、活用の取組、滋
19 賀県博物館協議会による学芸員の資質向上のための研修なども行われており、今後ますま
20 すその活動が期待されています。

21

22 (3) 文化財の活用

23 法はその目的として文化財の保存と活用を掲げており、制定以来、文化財自体を公開す
24 ることが活用の第一歩であるという考え方の下、広く公開することが目指されてきました。
25 無形の民俗文化財は、祭りなど行事を実施することそのものが活用であり、伝承の取組と
26 公開が一体化した文化財もあります。

27 単に公開するだけではなく、例えば文化財に関連した体験活動の実施やガイドブックの
28 作成、講座や講演会の開催などによる啓発活動のような様々な活用も行われてきました。
29 近年では、地域における人口減少の食い止めや産業振興の素材として、文化財をまちづくり
30 の核として位置付けるといった動きや、日本遺産のように個々の文化財に光を当てるだ
31 けでなく、それらにストーリー性などの付加価値をつけつつ魅力を発信する取組も進めら
32 れています。

33 文化財の活用には文化財探訪や心を豊かにする学び、地域内のコミュニケーションツー
34 ルといった身近なものから、観光振興や経済振興のツールとして活用しようとするものも

⁸ 地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用して、地域づくりに活かす能力を持った人材のこと。ここでは特に歴史的建造物の保全活用に係る専門家のことを指す。

1 あり、活用の方法や目指している方向性は多種多様です。これまでから様々な活用が図ら
2 れ、一定の成果が認められます。

3 しかし、文化財の活用を一過性のものとせず、文化財に関わる人を増やすとともに、文
4 化財を継承するための人材や資金の確保をするなど持続可能な形で活用していくための取
5 組はまだまだ十分ではありません。

6 また、保存を最優先とするあまり相対的に閉鎖性が高まり、価値や意義を広く浸透させ
7 ことができていない文化財もあります。守るもののが価値が分からなければ、それを守ろ
8 うとする意識も生まれてきません。

9 これまで様々な形で活用が図られてきましたが、文化財の価値や魅力を伝えるために新
10 たな手法の開発や、現在行っている活動の充実なども含めたノウハウや経験が不足してい
11 るのが現状です。

12 文化財は、有形無形の多種多様な文化的所産からなり、文化財の種類等によって特徴が
13 あります。取扱に細心の注意が不可欠な脆弱なものもあれば、地域の人々の理解や努力に
14 より適切に活用されなければ継承がままならないものも存在します。それぞれの特性や脆
15 弱性についての正しい理解はまだまだ十分ではありません。

16

17 (4) 文化財の収蔵・保管・公開施設

18 ○文化財収蔵施設

19 文化財を保存していくためには、文化財が適切に収蔵、保管管理され、公開活用が図ら
20 れなければなりません。これまで適切な収蔵や保管管理、温湿度の管理や防犯対策として、
21 美術工芸品の所有者による収蔵施設の設置が進められてきました。また、地域の美術工芸
22 品や歴史、民俗資料などを広く収集し保管管理と公開活用を図っていくため、昭和30年代
23 から平成の始め頃にかけて県立、市町村立、私立の博物館や美術館、歴史民俗資料館など
24 が設置されてきました。これら博物館や美術館、歴史民俗資料館は、県内全域に幅広く設
25 置されており、本県の大きな特徴でとなっています。重要文化財等の公開にふさわしい施
26 設として文化庁に承認された「公開承認施設」は7件（令和元年6月時点）あり、全国の
27 第1位の承認施設件数となっています。また、埋蔵文化財の発掘調査における出土品を適
28 切に収蔵、保管管理するため、埋蔵文化財センターや収蔵庫が設置されました。

29 しかしながら、文化財収蔵施設のうち、設置から大規模改修がなされていないものにつ
30 いては老朽化が進んでいます。施設の老朽化は、外観や躯体など見える部分だけではなく、
31 収蔵や公開部分の環境の悪化として表れることがあります。例えば、収蔵施設の建築部材
32 の経年劣化に伴う化学物質の放出による収蔵環境の悪化や、空調設備の経年劣化による温
33 湿度管理が困難になる事態も想定されます。老朽化とは別に、耐震性が確保できていない
34 ものもあり、地震等による文化財の被害が懸念されます。

35 さらに、博物館等において、開館当時は先進的だった展示内容や手法の陳腐化による発
36 信機能の弱体化、収蔵品の増加に伴う収蔵庫の狭隘化などが生じており、現状では県民や

1 関係者等のニーズに対応できていない状況も見受けられます。

2

3 ○地域における文化財の収蔵・保管

4 文化財は、その文化財が生み出され、守り伝えられてきたその場所にあることに価値が
5 あります。しかし、地域力の低下等により、これまでの場所での収蔵、保管管理が難しく
6 なりつつあります。その結果、所有権の移転や、それに伴う県外流出などが生じることは、
7 本県にとって大きな損失となります。

8 また、東日本大震災や熊本地震において、地域に所在する文化財が被災した際、その緊
9 急的な避難場所として博物館等が活用され、文化財レスキュー活動として国や地方公共團
10 体、博物館等の関係機関が連携して対応に当りました。災害時における緊急避難場所と
11 しての施設が重要となりますが、本県には大規模災害時に地域の文化財を受け入れること
12 が可能な施設や体制整備が十分ではありません。

13

14 (5) 文化財を維持するための資金

15 文化財を継承していくためには、日常的な維持管理や祭礼に要する経費のほか、保存修
16 理のための資金が必要です。これまで地域ごとに、保存継承に携わる人々や関係する人々
17 の協力のもとに、資金が確保されてきました。しかし、個人や地域等においては、世代交
18 代や地域力の低下により文化財の保存に対する意義や意識が失われ、公的助成制度の活用
19 を希望する場合であっても、自己負担金を確保できない事態が発生しています。また、か
20 つては自己資金のみで賄えていた有力社寺においても、大規模な保存修理には公的助成制
21 度に頼らざるを得なくなるなどその資金確保は難しくなっています。

22 一方、地方公共団体においても、計画的に保存修理を進めるために必要となる予算が十
23 分には確保できない状況が生じています。

24 本県では、これに対応するため平成25年度に「滋賀県文化財保存基金」を造成し、所有
25 者が計画的に保存修理を図れるよう取り組んできました。このことによりそれまで停滞
26 していた保存修理に活路が開かれ、危機に瀕していた文化財の保存が図られつつあり、効
27 果を発揮してきました。全国でも有数の文化財を保有している中で、安定的な保存を図り、
28 文化財を維持するためには、今後とも安定的な資金確保が必要であり、資金のあり方や確
29 保の方法について改めて検討する必要があります。

1 5. 滋賀県における今後目指すべき保存・活用の方向性

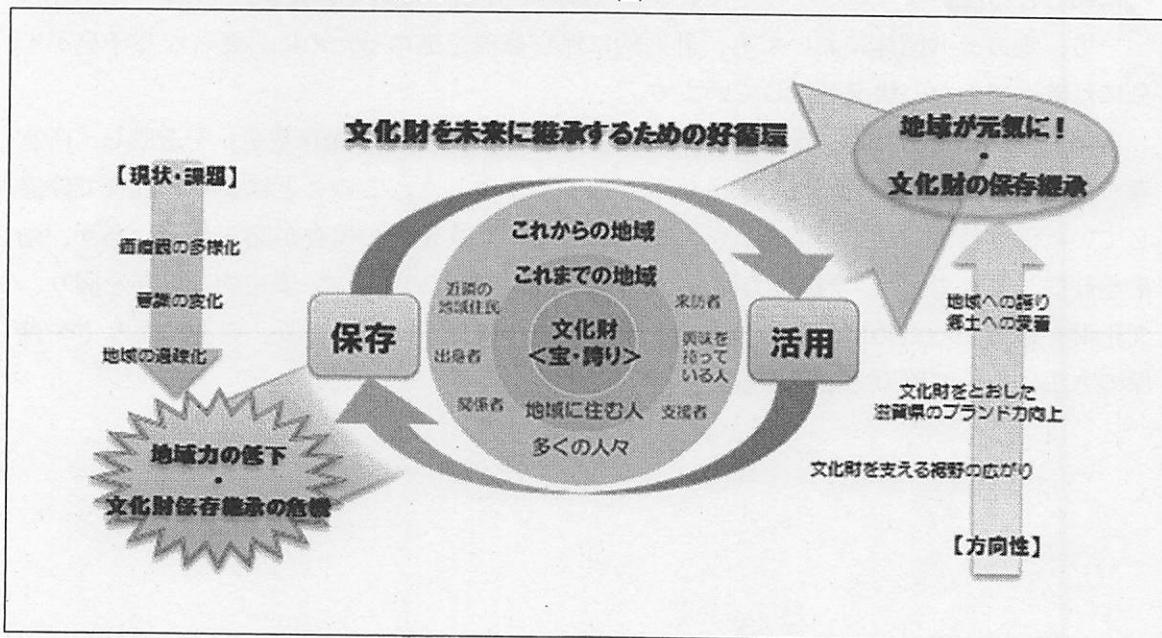
2 文化財は歴史的、文化的な価値があるだけでなく、地域の宝として人々の心の拠りどころとなるものです。文化財を活用し継承することで、文化財を育んできた地域への理解
3 や関心が深まり、郷土への愛着の形成や、人々が支え合う地域づくりにつながります。

4 また、地域で守られてきた文化財を活用発信することで、その魅力が広く伝わり、地域
5 に人を惹きつけることができます。人々の協力の輪が広がり、文化財を継承してきた地域
6 が改めて見直されることにより、地域の人々の誇りも醸成されます。文化財の所有者だけ
7 でなく、地域住民や関係団体、国、県、市町の行政機関が協力し、総がかりで関わること
8 で、地域で文化財を核とした様々な活動が活発に行われ、地域が元気になります。

9 そのためにはまず、文化財を未来に向けて確実に継承していく必要があることから、調
10 査、指定、修理などの文化財の保存を行い、その上で理解促進や価値の発信などの活用と
11 の好循環を生み出すことが重要です。

12 本大綱では、この文化財の保存と活用が循環する持続可能な社会の実現のために、本県
13 の豊かな歴史文化の特徴を活かしながら、多くの人の手で文化財が保存継承される姿を目指していきます。そのために以下の5つの柱により取組を進めています。

21 滋賀県ならではの文化財の保存活用のイメージ図



1
2

五つの柱

- (1) 文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進
- (2) みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり
- (3) 文化財の多種多様な活用推進
- (4) 文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保
- (5) 文化財を維持するための資金の確保

3
4

5 (1) 文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進

○文化財の調査、研究、指定

6 文化財を確実に未来に継承していくためには、調査、研究、指定、保存修理から日常管理までを確実に行っていく必要があります。

7 昨今の文化財を取り巻く環境変化の中で、これまで地域で継承されてきた文化財が滅失や変容の危機に瀕しているものが数多くあり、速やかにその実態を把握し、未指定文化財を含む文化財全体の調査や研究を行っていく必要があります。

8 これまで価値付けが明確でなかった未指定文化財について、引き続き調査研究を進め、重要なものについては指定、登録、選定、選択に向けた取組を進めます。また、指定に至らない文化財であっても、地域において重要なものについては、所有者、地域との連携の中で保存や活用できるようにこれを支援していきます。

9 市町による地域計画の策定においては、市町区域内の文化財や歴史文化遺産を総合的に把握することが前提となっており、これまでの調査結果とともに、今後の調査の方針や計画が記載されることになります。市町の地域計画策定を支援するとともに、県として未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査、把握し、その結果を今後の保存と活用の基礎資料として適切に活用していきます。

10 文化財の価値を的確に把握するための調査は、有形・無形を問わず文化財の保存の基礎であり、次世代へ確実に継承していくための大切な一歩となります。そして、調査に基づく指定等を進めることによって、地域における文化財の価値の顕在化を今まで以上に図ることができます。また、調査による文化財の状況把握は、災害時における被害状況の収集、盗難への対策等にもその情報を活用することが可能となるため、調査と指定を確実に続けていきます。

11 また、埋蔵文化財の一層の保存を推進するために、これまで実施してきた発掘調査の情報を集めるとともに、重要と考えられる遺跡の確認調査等を推進するなど、埋蔵文化財情報のデータベース化を進めていきます。

12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

1 ○文化財の保存修理、保存のための措置

2 先人たちの絶え間ない努力により現在に受け継がれ、守り伝えられてきた文化財を未来
3 に引き継ぐため、指定等による保存を受けた後も、保存修理と日常的な維持管理を文化財
4 の保存継承のサイクルとして位置づけ、計画的に進めます。

5 また、文化財の保存措置として防災施設の設置や史跡の公有化も同様に進めていきます。
6 保存継承を計画的に進めていくためには、それぞれの文化財の保存と活用に関する理念
7 や基本的な考え方を明確にした上で、厳密に保存すべき箇所と、改変が許容される部分や
8 程度等を決め、これを主体的に判断し、迅速に修理や活用を図ることが重要です。したが
9 って、これらを位置付ける個別の文化財の保存活用計画の策定を支援し、これを進めてい
10 きます。

11

12 (2) みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり

13 ○今まで以上に多くの人に支えられる文化財の保存と活用

14 これまで培われてきた継承の手法を踏まえた上で、時代に応じた地域と文化財の関係を
15 絶えず模索し、実践し、検証しつつ、新しい保存継承の姿を作ります。これまで文化財を
16 守ってきた「これまでの地域」や、近隣地域や関係者、興味を持っている来訪者や支援者
17 など、より多くの人々が文化財に関わっている「これからの中の地域」の中で、文化財が保存
18 継承されていく姿を目指します。

19 そのためには、未来の担い手として、文化財の未来を支える子ども達が早くから文化財
20 に親しむための場を作っていくことが重要です。学校教育における社会科や美術、総合学
21 習の時間を通じて若い時期から文化財に親しんでもらうために、文化財を活用した授業の
22 支援などの取組を進め、文化財の理解者の裾野を広げていきます。

23 また、高齢者はこれからの文化財の保存と活用を担っていく大切な存在です。地域の歴史
24 や文化の次世代への伝承者として、新たに文化財の保存と活用に携わる主体として、様々な
25 立場での活動が期待されます。

26 このように、より多くの人によって文化財を支え合う環境を作り出すために、その価値
27 を発信し、多くの人に文化財の存在を知ってもらうための取組を進めるとともに、文化財
28 を活かす観光ガイド等の人材育成を進めていきます。

29 加えて、地域のことをよく知り、文化財の保存や活用の活動の核となる人は非常に重要
30 であることから、理解者の裾野を広げる中で、多くの人が活躍できるよう活動を支援しま
31 す。

32 法改正により、文化財保存活用支援団体指定制度⁹の創設や、管理責任者制度¹⁰の要件拡

⁹ 地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として市町村が指定できる制度

¹⁰ 法における文化財の管理義務は、基本的には所有者が有しますが、特別の事情があるときに「管理責任者」を置くことができ、所有者に代わって文化財の管理を行う主体となるもの。法改正により、必要があるときに選任できるよう要件が拡充

1 充、市町における文化財保護指導委員¹¹の設置など、より多くの人々が文化財の保存と活用
2 に関わることができる仕組みが創設されました。このような制度も活用しながら、多くの
3 人々が、文化財が持つ価値や魅力に关心を持ち、文化財をコミュニケーションの核とした
4 滋賀ならではの文化財の継承を支え合える地域づくりを推し進めます。

5

6 ○自然環境の変化への対応、伝統的な材料の確保や技術の伝承

7 自然環境の変化から天然記念物をはじめとする文化財を守るために、長期的には総合的
8 な観察と対策を進めながら、短期的には、防護柵の設置や有害鳥獣や外来生物の駆除など
9 の対策を行う必要があります。このため、環境部局などとの連携により取組を進めます。

10 地震や台風などの自然災害から文化財を守るためにには、どこにどのような文化財がある
11 か的確に把握し、その文化財が健全であることが重要です。そのための調査や保存修理を
12 進めていきます。

13 文化財を安定的に保存継承するために、「ふるさと文化財の森」の設定地の追加など修理
14 資材の確保に向けた取組を推進します。また、選定保存技術の選定を進めていきます。さ
15 らに、文化財の保存修理は、技術伝承や、修理資材・材料の生産拡大を図るものと位置づ
16 け、引き続き推進していきます。

17

18 ○専門人材の確保と育成

19 文化財行政においては、文化財の保存と活用を着実に図っていくために必要となる体制
20 整備を進め、専門技術の継承が確実に進むよう専門職員の適切な世代交代に努めます。

21 また、文化財の保存に携わる専門人材であるヘリテージマネージャーの養成を進めると
22 ともに、歴史的建造物以外の分野でも、同様に地域と専門家を繋ぐ人材の育成を図ってい
23 きます。

24 大学、研究機関、博物館、その他専門的能力を有する潜在的な人材、またこれを応援し
25 て支えていこうとしている人たちの活躍できる場の構築や連携、人材育成を推進します。

26

27 (3) 文化財の多種多様な活用推進

28 文化財は、我が国や各地域の歴史や文化を認識させ、魅力あふれる地域づくりの礎とな
29 り、コミュニティの活性化に寄与するものです。文化財を守り、育て、伝えていくこと
30 は、文化財の保存に関わっている人だけでなく、地域住民や地域に関わっている人々の地
31 域への愛着や誇りの醸成に繋げていくこともできます。文化財が多くの人々に大切にされ、
32 継承される姿を形作るために文化財を活用していくことが重要です。

33 文化財の活用にあたっては、文化財そのものの価値を損なわないように、それぞれの特
34 性や脆弱性についての正しい認識の共有を図り、持続可能な形で多種多様な活用を推進し
35 ていきます。

¹¹ 文化財の巡視や所有者への助言等を行う委員。法改正により市町にも設置が可能になった

1 このために、文化財自身の公開、講座・講演会の開催、ガイドブックの作成、体験活動
2 の実施などの普及啓発活動によって、その価値が地域社会や多くの人々に正しく理解され、
3 広く共有される取組を、引き続き推進していきます。

4 また、新たな活用の方向性として、多種多様な形で文化財の魅力を活用し発信すること
5 が考えられます。地域に点在する文化財をテーマやストーリーで繋げて見せたり、史跡を
6 整備することで緑地や防災広場としての新たな価値を与えるなど、古民家をリノベーション
7 して新しい形で歴史的建造物を利用したり、文化財の魅力体感のためにVR¹²やAR¹³などの
8 先端技術を導入するなど、文化財を観光振興や産業振興、まちづくりなどに活かす取組
9 を進めます。このことが、文化財を維持保全するための資金確保や担い手拡大に繋がるな
10 ど、文化財を未来へ継承するための方策となります。

11 生活に密着した滋賀の文化財の価値を損なうことなく、その価値を最大限に發揮できる
12 ような幅広い活用を、関係機関と連携しながら、様々な形で推進し、全国有数の文化財保
13 有県として、本県のブランド力の向上を目指します。

14

15 (4) 文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保

16 文化財はそれ自体の価値もさることながら、その文化財が生み出され、守り伝えられて
17 きたその場所にあることに価値があります。そのため、社寺等の団体が所有し地域との連
18 携のもとで守られている美術工芸品などについては、文化財収蔵施設の建設や改修への助
19 成などを通じて引き続き支援していきます。

20 また、地域力の低下により地域での収蔵、保管管理が困難となってきた状況や、自
21 然災害等の不測の事態への備えから、県内において地域の文化財を受け入れ、収蔵、保管
22 管理し、公開活用できる施設を確保していきます。

23 さらに、これまで行った発掘調査に伴う多くの出土文化財や調査成果のほか、指定によ
24 り保存を図っている史跡等の価値を広く共有するための公開活用施設や史跡整備の充実を
25 図ります。

26

27 (5) 文化財を維持するための資金の確保

28 安定した資金確保を目指すため、国民や県民に対し、文化財の価値を広く知ってもらう
29 ことにより、幅広い層から様々な形での資金確保を図るとともに、保存修理にあたっては
30 所有者を支援し、その計画的な推進を図ります。

31 県内において、クラウドファンディングなどによる資金確保など先進的な取組を行って
32 いる事例が存在することから、こうした情報を広く共有していきます。

¹² VRとはVirtual Realityの略で、コンピューター上に写真やCGなどで人工的な環境を作り出し、あたかも自分がその場にいるかのような感覚を体感できる技術のこと

¹³ ARとはAugmented Realityの略で、現実の風景にコンピューターで生成した情報を重ね合わせることで、現実世界を拡張する技術のこと

1 第2章 滋賀県が主体となって行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

2 1. 滋賀県が主体となって行う取組

3 (1) 文化財の調査、指定、保存修理の着実な推進

4 文化財の保存を計画的かつ着実に進めるために、価値付けが未確定な文化財に対して、
5 県として必要な調査研究を進めるとともに、地域計画に基づく市町による調査と連携しな
6 がら、今後の保存の方策を検討することにより、着実な指定・選定・選択を行い、保存措
7 置を講じていきます。

8 今後も「滋賀県文化財保存基金」を活用して、指定等を受けた後の保存修理や日常的な
9 維持管理といった一連の保存継承サイクルを着実に推進していきます。

10 県が所有する国・県指定文化財等についても保存活用計画、修理時期、方法を検討し、
11 財源の状況に応じて保存修理等を計画的に進めます。

12 埋蔵文化財については、これまで同様にその保存と開発事業との円滑な調整に努め、発
13 掘調査の実施等による適切な保存を図ります。

14

15 (2) みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり

16 ○今まで以上に多くの人に支えられる文化財の保存と活用

17 文化財を、所有者や伝承者、管理団体、市町だけでなく、「地域の文化財」としてみんな
18 で守り伝え、より多くの人が保存や活用のあり方について考え、地域全体で支え合う仕組
19 みづくりを進めます。

20 文化財の活用を通じて、地域や郷土に対する理解・誇りの醸成、学ぶ機会の充実、小さ
21 な頃から文化財への興味や親しみを育むなど、文化財への理解者の裾野を広げていきます。

22 これらの取組は、地域や民間における文化財の継承の人材を確保することに繋がるもの
23 であり、県はもとより、市町や所有者、地域などにおいて活発に行われるような支援を行
24 います。

25

26 ○伝統的な材料や技術の確保

27 文化財を安定的に保存するために、「ふるさと文化財の森」の設定地の追加に向けた調整
28 を図ります。また、県内における選定保存技術の選定を進め、その保存を図ります。

29 伝統的な材料の生産拡大と、技術の伝承を図ることを目指し、文化財の保存修理を計画
30 的に進めます。

31

32 ○専門人材の確保と育成

33 県や市町に配置されている専門職員については、世代交代による技術の継承が支障なく
34 行われるよう努めます。また、総合的な文化財行政の推進に向けて、専門性の向上とともに
35 総合的な視野の育成が必要になるため、文化庁、市町、関係機関等と連携を図りながら、
36 専門研修等を実施します。また、美術工芸品実態調査など県内の文化財を各自治体の専門

1 職員が共同で調査する取組の現場等において、ともに専門性の向上を図っていきます。
2 専門人材の育成に関しては、地域の文化財を住民とともに守り、文化や伝統を大切にする地域社会づくりに寄与しているヘリテージマネージャーなど民間の専門家や、滋賀県博物館協議会、滋賀県民俗文化財保護ネットワーク、滋賀県文化財保護連盟などの文化財保存団体の活動やネットワークの構築への支援を行います。

6

7

8 (3) 文化財の多種多様な活用推進

9 文化財の価値を広く知ってもらい、それが文化財の継承に繋がるように、県が所有・管
10 理している文化財の公開や講座・シンポジウムの開催など学びの機会の提供、SNS等に
11 よる情報発信を行います。

12 また、日本遺産を利用した観光振興など、点在する文化財の価値をストーリーで繋ぎ、
13 その魅力を体感できる取組を進めていくとともに、市町や地域では実施が難しい広域的な
14 発信や全県的な取組に関して協力し、その実施を推進します。

15 文化財の活用は県や市町の地方公共団体だけでなく、地域内の行事に文化財を加えるこ
16 とでコミュニケーションを強化するなど、所有者や地域、それを取り巻く様々な関係者に
17 よっても進められるものです。歴史や文化財に興味を持つ人々のネットワークの構築等を
18 図り、多くの人の手による全体的、多面的、総合的な継承の実現に向けて、様々な取組を
19 進めていくとともに、これらを進めようとしている人々や市町を支援していきます。

20 文化財の活用には様々な形がありますが、文化財そのものの価値を損なわずに次世代へ
21 継承することを第一義に、文化財それが持つ価値を活かす取組、また、文化財を通して
22 滋賀の歴史や文化を正しく理解し、地域への誇りと愛着を育み、保存と活用の好循環が
23 生まれるような取組を進めていきます。

24

25 (4) 滋賀県の文化財を県内で保存・継承・活用・発信できる拠点のあり方を検討

26 地域の中で守られている美術工芸品などの文化財収蔵施設の建設や改修等に対し、技術
27 的支援や助成を行います。

28 地域において文化財を守れない事態に対応するための公的なセーフティネットとして、
29 また、県内に所在する文化財の適切な収蔵、保管管理、公開活用という観点から、県は市
30 町や関係団体等と役割分担や連携を行いながら、県内において文化財を継承できる拠点施
31 設について速やかにあり方を検討します。

32 あわせて、文化財の価値を伝えるため、所有者や地域社会と協働し、拠点施設を中心に、
33 県内施設の連携を図りながら、県内各地での文化財の展示公開や情報提供等の活用・発信
34 を積極的に実施します。

35 また、これまで開発に伴い県が記録保存を行った遺跡からの出土文化財について、今後
36 の収蔵量の増加に対応するための収蔵施設の確保や出土文化財の価値を広く共有するため

1 の公開活用の充実のための検討を行います。

2

3 (5) 文化財保護のための資金確保の制度や仕組みづくりを検討・支援

4 今後とも文化財の安定した保存と活用を図っていくため、適時、各々の立場ごとに必要
5 に応じた形で幅広く資金を確保する仕組づくりを考えていきます。

6 県では、「滋賀県文化財保存基金」の活用をはじめとした財源の確保に努めます。また、
7 「滋賀応援基金条例」に基づく寄附金など民間資金を広く活用します。

8 また、所有者における資金確保の方法については、従前の社寺における氏子・檀家の寄
9 付の他、中長期的な積み立て、公益財団法人滋賀県文化財保護協会の貸付金、自然災害に
10 対応する損害保険、クラウドファンディング等が考えられますが、所有者の状況に応じた
11 資金確保の取組が進むよう、関係機関と資金確保の事例や制度、仕組みを研究し、情報の
12 共有化を図ることにより、所有者等を支援します。

13

14 2. 滋賀県として優先的に取り組むテーマ

15 上記5つの取組のうち、「みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり」
16 を喫緊の課題として設定し、優先的なテーマとして施策を推進します。

1 第3章 県内の市町への支援の方針

2 近年、文化財行政における市町の役割の重要性が高まっており、法改正に先立って行わ
3 れた国の文化審議会の答申（参考資料8、9）の中でも、「国や都道府県の単位での取組の
4 重要性はもちろん、これに加え、文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村
5 の単位で、地域住民と緊密に連携しながら、消滅の危機にある文化財の掘り起こしを含め、
6 文化財を総合的に把握し、ここから多様な発想を得て地域一体で計画的に保存・活用に取
7 り組んでいくことが極めて重要である。」とされています。県でも、同様の視点のもと、市
8 町に対する支援を行っていきます。

9

10 1. 相談・助言・連絡調整

11 県と市町は、ともに地域の文化財の保存・活用を図っていく観点から、基本的理念を共
12 有しています。また、法令等に基づく事務においても、県と市町が一連の手続を行ってお
13 り、文化財の保存と活用のためには適切な連携や協力が欠かせません。

14 県は、広域の情報や技術的な見解などについて、国や専門家などとも調整しながら、市
15 町に対して必要な助言や情報共有等を行います。各市町には多様な文化財があり、その地域
16 特性に応じて市町に合った相談や助言を行います。

17

18 2. 地域計画や保存活用計画策定の支援

19 今後、市町においては地域計画を策定し、地域ごとの特質に合わせた文化財の保存と活
20 用が図られることが期待されていることから、市町による地域計画策定が円滑に進むよう、
21 策定に向けた相談に応じるとともに、協議会等への参加、助言、文化庁との連絡調整を行
22 います。

23 また、地域計画の策定において実施される文化財調査の情報を確実に集積し、広域的な
24 視点からの情報を提供するなど市町を支援するとともに、個別の文化財における総合調査
25 の実施、保存活用計画、整備計画の策定においても同様の支援を行います。

26

27 3. 文化財専門職員の資質向上への支援

28 文化財は教育、景観形成、まちづくり、地域振興、地域防災などにおいても重要性が高
29 く、これらの行政分野における様々な期待を踏まえて取り組むためにも、専門的な人材の
30 継続的な配置や資質の向上が不可欠です。そのため、国等と連携を図りながら県として市
31 町職員等を対象に研修会を実施するなど、文化財専門職員の資質向上を支援します。

32 また、分野ごとの随時協議、文化財保護行政主管課長会議、担当者会議などを通じて、
33 文化財の保存と活用に関する様々な協議や意見交換を行い、文化財保護行政が円滑に進む
34 ように市町を支援します。

35

1 第4章 防災・防火・防犯・災害発生時の対応

2 1. 平時の取組

3 近年、頻発している地震や台風などの自然災害により文化財の被害が数多く生じています。
4 また、文化財は火災に弱く、一度火の手が文化財に及ぶと甚大な被害が生じて、場合
5 によっては永久に失われてしまいます。さらに、仏像の盗難や文化財を故意に汚損する事
6 件も発生しています。これらの被害に対して、日常から対策を講じることが何よりも重要
7 です。

8

9 ○防災対策

10 自然災害による文化財の被害は、応急的な処置を要するものと、経年劣化を進行させる
11 ものに大別することができ、平時の備えとして、早期における防災対策を行った上で、日
12 常から文化財に被害を与える可能性のある各種の要因を除去することが重要です。

13 地震や台風などの自然災害への対策としては、周期的な保存修理の実施のほか、部分的
14 な破損に対して早期の小修理を行うなど文化財自身の健全性を確保すること、文化財の価
15 値を損なわないような耐震対策や崖崩れ防止対策を行うこと、防災設備の設置や改修など
16 を順次進めることができます。また、文化財の収蔵施設の耐震性の確保も重要な取組で
17 す。

18 ソフト面での対策として、施設内のパトロールにより文化財の状況を把握した上で、災
19 害発生時の行動計画の策定、訓練、建物内部や周辺環境の整理整頓、排水路の清掃、土嚢
20 の準備等、日常的な管理や準備を十分に行うことが重要です。そのためには、所有者自ら
21 が行うほか、文化財保護指導委員の設置など、外部の力も借りながら予防対策に万全を期
22 することも重要です。不測の事態が発生した場合にも適切に対処できるような体制を構築
23 することも効果的です。また、過去の被災の記録や記憶を、地域の歴史文化遺産として保
24 存し、活用することにより防災対策に役立てる取組も重要です。

25

26 ○防火対策

27 防火対策として、まずは文化財周辺における火気の使用制限、焚火、禁煙区域の設定が
28 重要です。その上で、自動火災報知設備や漏電火災警報器、消火栓、ドレンチャー¹⁴、スプ
29 リンクラー、避雷針などハード対策を講じることが効果的です。これらハード整備を行った
30 後は、保守点検や動作訓練など適切な維持管理を行うとともに、適切な時期に改修や更新を行う
31 など正常な機能が果たせるように努める必要があります。

32 緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策などを進め、文化財周辺の環
33 境整備の推進に努める必要があります。イベント等のために本来の形ではない状態で使用
34 する場合には、適切な防火対策を講じる必要があります。不測の事態が発生した場合にも

¹⁴ 延焼の阻止を目的とする消防設備。屋根、外壁等建物の外側に設置し、散水ノズルから圧力水を放出し水幕を張り、建物の延焼を防ぐ装置

1 適切に対処できるような近隣住民や関係者の協力体制を構築することも重要です。
2 また、文化財防火デーなどの機会に啓発活動を推進し、所有者だけではなく多くの関係
3 者の防災意識を高めていきます。消防機関と連携し、文化財について防火査察および防火
4 訓練あるいは図上訓練を随時実施するなど平時から火災発生時の訓練を行います。

5

6 ○防犯対策

7 近年発生している盗難や落書きなどのき損への防犯対策としては、文化財やその周辺の状況を
8 確認し、文化財の周辺の整理整頓や定期的な見回りを行うこと、また、所有者や地域住民、県、
9 市町、所轄警察署等が連携を図るなど、日頃からの準備が必要です。その上で、防犯センサーや
10 警報装置の設置を基本に、防犯カメラの設置等を含め必要な措置を講じることが重要です。

11 また、文化財の悉皆調査を行うことで、どのような文化財がどこに所在しているか把握
12 に努めるとともに、パトロールにより文化財の状況把握に努めます。

13

14 ○大規模災害対策

15 大規模災害発生に備えた体制整備については、近畿2府7県による「近畿圏危機発生時
16 の相互応援に関する基本協定」に基づく「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定
17 に基づく文化財の被災調査に関する要領」が定められており、被災調査の実施に関し必要
18 となる資料として、文化財目録や被害状況調査票を整備し、各府県と交換することとなっ
19 ています。

20 大規模災害発生時には、地域の文化財の緊急避難や被災した文化財の応急処置を行う必
21 要がありますが、文化財の分野ごとに被災時の対応が異なるため、それに対処できる専門
22 職員および緊急避難先としての文化財の受け入れ可能施設の不足を考慮し、博物館や図書
23 館、大学、滋賀県ヘリテージマネージャー等、関係団体等との連携体制の構築についても
24 研究を行い、準備を進めていく必要があります。

25

26 2. 災害発生時の対応

27 文化財の被災時において、初期対応として文化財の被災状況を調査すること、応急処置
28 を行うこと、復旧額を算定することが重要です。災害発生時には、県、市町、所有者等の
29 繁密な連携のもと、迅速な被害状況の把握を行うとともに、被害拡大防止のために応急措
30 置が必要な場合においては、文化庁とも連携の上、迅速に応急措置を行います。応急措置
31 にあたって、動産文化財については、現状のまま保管することが危険である場合は、取扱
32 に慎重を期しながら安全な場所に移動します。滅失や散逸のないよう、専門職員による人
33 的、技術的支援を実施します。

34 火災発生時の初期対応として、初期消火や消防機関への通報を行うとともに、文化財の
35 救出を行います。また、消防用設備等を使用した延焼防止措置を実施します。

36 また、大規模災害発生の場合、短期間で対応する必要のある被災文化財の復旧に関する

1 初動の人的不足が想定されることから、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」
2 に基づく、カウンターパート方式による各府県への応援主管府県への応援要請も状況に応
3 じて検討を行い、対応を進めていきます。

6 第5章 文化財の保存・活用の推進体制

7 1. 文化財主管課

8 (1) 組織の状況

9 本県では、文化財保護と活用に関する事務は文化財保護課が主管課となり、建造物、美
10 術工芸品、無形・民俗文化財、記念物、埋蔵文化財、城郭調査の分野ごとに係を設置し、
11 建造物、美術工芸品、無形・民俗文化財、埋蔵文化財の専門職員を配置しています。

12 また、滋賀県埋蔵文化財センターを設置し、埋蔵文化財の調査研究、普及・啓発、遺物
13 や資料の収集・整理・収蔵保管を行っています。

15 所管施設として、下記2つの文化財関係施設の管理運営を行っています。

17 ○滋賀県立琵琶湖文化館（管理運営委託：公益財団法人滋賀県文化財保護協会）

18 ・美術工芸品、その他の関係資料の調査研究、収集、保管を行っています。

19 ○滋賀県立安土城考古博物館（指定管理者：公益財団法人滋賀県文化財保護協会）

20 ・近江風土記の丘その他県内各地の文化財および文化財に関する資料の収集、整理、保
21 管および展示および博物館資料に係る調査研究および普及啓発を行っています。

23 (2) 専門人材の育成・配置

24 文化財の保存にかかる専門知識や技術の継承が支障なく行えるよう、文化財保護課では、
25 年齢構成や各分野の専門性を考慮し、関係団体への職員派遣等も含めた職員配置に努めて
26 います。従来から、文化庁や独立行政法人国立文化財機構などが実施する各種研修などの
27 参加による職員の資質向上に努めてきましたが、今後は、時代の要請に応じた専門性に対
28 応できるよう、文化庁が実施する文化財マネジメント職員養成研修等に職員を積極的に参
29 加させるなど、専門人材の育成に取組みます。併せて、本県全体の専門職員の資質向上を
30 目指し、市町が行う文化財保護担当職員の人材育成とも幅広く連携していきます。

32 2. 関係部局

33 本県の文化芸術分野に関する事務は文化スポーツ部文化芸術振興課が主管課となってお
34 り、同課においても文化財の活用に関する一部業務を行っています。所管する近代美術館
35 には美術工芸品の学芸員が配置され、美術工芸品を含む近現代美術品等の収集、保管、展
36 示、調査研究、普及活動を行っています。

1 また、観光振興に関する事務は商工観光労働部で行っており、同部観光振興局には文化
2 財専門職員を配置し、文化財を活かした観光振興の業務を行っています。

3 そのほか、琵琶湖環境部所管の琵琶湖博物館には、民俗文化財と埋蔵文化財の学芸員が
4 配置され、琵琶湖やその集水域における歴史文化や民俗文化財に関する研究、資料整備、
5 展示、交流事業を行っています。

6 7 3. 関係部局との連携

8 文化財の保存や活用に関しては、学校教育や社会教育のほか、幅広い分野の関連部局と
9 連携しながら進める必要があります。特に、文化財の活用に関しては、法改正の趣旨に鑑
10 み、より一体的・総合的な施策を推進できる体制づくりを目指すとともに、府内関係部局
11 との更なる連携に努めます。

12 ○文化行政担当部局

13 14 15 16 17 • 法改正により、従来よりも広範な一各地域にとって重要であり、次世代に継承していく
べきと考えられる一文化財の保存と活用が求められます。「滋賀県文化振興基本方針
(第2次)」では、文化財もその方針に位置づけられており、文化行政と文化財行政が
連携し、本県の文化の振興を図ります。

18 ○学校教育・社会教育部局

19 20 21 • 「滋賀らしさを生かした学び」として、学校教育現場における多彩な歴史・文化（文化
財、祭、芸術、郷土食等）を大切にする学びを推進する中で、文化財を活かした教育
との連携を図ります。
22 23 • 「人生100年を見据えた学び」として、地域への誇りや愛着を育み、地域とのつながり
を推進する中で、社会教育との連携を図ります。

24 ○商工観光部局

25 26 27 28 • 全国でも上位の保有数を誇る文化財を滋賀の強みとして、地域に点在する文化財の魅
力により広く発信することで、文化財への理解や地域の認知度を高め、また、文化財
を活かした地域の魅力の再発見やブランド化にも繋がるよう、観光部局と連携を図り
ます。
29 30 31 • 本県には、生業と結びつく形で暮らしの中で受け継がれてきた伝統の手わざが県内各
地に残されており、伝統工芸品などとして継承が図れるように、産業部局と連携
を図ります。

32 ○まちづくり、都市計画、建築部局

33 34 35 36 • まちづくりや都市計画を進める上では、開発行為と文化財保護の両立が必要であり、
文化財との調和が図られたまちづくりが進められるよう、また、重要文化的景観をは
じめとする琵琶湖周辺や、歴史的な街道沿いの景観など、県内に点在する歴史的、文
化的景観と調和した景観形成が進められるよう、都市計画部局との連携を図ります。

1 ・歴史的建造物を保存し、活用を図る上で、建築基準法第3条第1項の適用除外に該当
2 する場合には、建築審査会の承認を得る必要があることから、建築部局との連携を図
3 ります。また必要に応じて市町を支援し対応します。

4 ○環境、農林水産部局

- 5 ・文化財は、存在する地域固有の「風土」によって価値が保証され、存在感の源を形成
6 しています。移りゆく時代の中でその「風土」を完全に保全することは困難ですが、
7 環境部局などとの連携を深める中で、文化財にふさわしい「風土」を保全することが
8 求められます。
9 ・農地や湖辺に形成された歴史的、文化的な風土は農林水産業の中で生まれ、育ち、伝
10 えられてきたものでもあり、現在も資源調達の場でもあるため、伝統的な農業や漁業
11 に関わる文化財の保護、およびこれら一次産業の振興を目指し、農林水産部局との連
12 携を図ります。
13 ・天然記念物の保存には、専門的な知識や技術を必要とし、その保存を図るために環境
14 部局や農林水産部局、琵琶湖博物館との連携を図ります。

15 ○防災、消防、警察部局との連携

- 16 ・近年多発し大型化している台風等の風水害や、琵琶湖西岸断層等の地震に備え、文化
17 財の防災対策を連携して進めていきます。
18 ・文化財は一度失われると二度と取り戻すことができません。一方、その多くの構造が
19 木造であるが故に火災への脆弱性を有しています。このため、火災の予防に向けて消
20 防との連携を図ります。
21 ・近年、文化財の盗難やき損、汚損などの事案が発生しています。そのようなことが起きな
22 いように啓発を行うとともに、事案発生時には解決に向けて連携を図ります。

24 4. 文化財保護に係る審議会

25 滋賀県文化財保護審議会は、法第190条第1項の規定に基づき設置された県の附属機関
26 です。県（教育委員会）の諮問に応じて、文化財の保存および活用に関する重要事項につ
27 いて調査審議を行っていただくこととしており、現在、20名の委員を任命しています。

29 5. 関係団体との連携

30 文化財の保存・活用にあたっては、専門的な知識や技術を有する関係団体のほか、文化
31 団体や観光協会等とも連携・協働しながら取組を進めていきます。現在、県が行っている
32 関係団体との連携・協働の例として、次のようなものがあります。

34 ○公益財団法人滋賀県文化財保護協会

- 35 ・県の埋蔵文化財発掘調査機関としての開発に伴う発掘・整理調査、埋蔵文化財センタ
36 ー等の施設管理運営、文化財の普及啓発の実施

- 1 ○公益社団法人滋賀県建築士会
2 ・歴史的建造物の保存に携わる専門人材であるヘリテージマネージャーの育成
3 ○滋賀県民俗文化財保護ネットワーク
4 ・民俗文化財の保護に関する研修等の実施
5 ○公益社団法人びわこビジターズビューロー¹
6 ・県内における文化財を活用した観光の推進
7 ○滋賀ロケーションオフィス
8 ・県内における文化財を活用したロケーションの推進
9 ○地域において文化財保護に取り組んでいる住民団体、自治組織
10 ・地域における文化財の担い手団体や組織による文化財の保存と活用の推進 等
11

12 **6. 国や他の都道府県との連携**

13 法の遂行、全国的な水準の維持、補助金や許認可などに関し、直接的な関わりがありま
14 すが、それ以外の場面でも、国には文化財に特化した高度な知見を有する職員がおり、今
15 後とも職員の資質向上など様々な局面で協力を依頼する必要があります。また、阪神淡路
16 大震災、東日本大震災、熊本地震のような大規模災害が発生した際には、都道府県を超え
17 て復興支援の職員派遣が必要になります。

18 また、広域にわたる文化財について、所在する他都道府県とも情報共有しながら保存・
19 活用を進めるとともに、参考となる事例を共有するなど、文化財の継承に向け相互に連携
20 し協力していきます。

1 おわりに

2 本県は、琵琶湖を中心に豊かな歴史や文化が形成され、人々の生活や生業の中で素晴らしい景観や民俗が残されてきました。文化財はそれらを現代に伝え、映し示す存在で、私たちの宝物です。本県の文化財は、琵琶湖と水との関わりの中で形成された歴史文化を伝える全国でも類を見ない独自性を有しています。自分たちの先祖の生きた証、時間の流れである歴史を実証する物や精神としての文化財を失うことは、自分たちの存在、郷土、滋賀そのものを失うことに等しいものであり、これからも滋賀ならではの文化財を守り未来に向けて伝えていく必要があります。

3 本県には、国宝延暦寺根本中堂（大津市）、国宝十一面觀音菩薩立像（向源寺）（長浜市）、特別史跡安土城跡（近江八幡市、東近江市）、重要無形民俗文化財の大津祭の曳山行事や長浜曳山祭の曳山行事（大津市、長浜市）、琵琶湖周辺の重要文化的景観（長浜市、近江八幡市、東近江市、高島市）など日本を代表する文化財が数多くあります。一方で、中世以来の惣村など自立性の高い自治組織を基盤とする県内各地域に守り伝えられてきた多くの文化財が存在します。

4 これら文化財は所有者をはじめ地域の関係者などのいくつもの世代を超えた不断の努力により守り伝えられ、生きた形で存在しています。歴史や文化的な豊かさだけで文化財が残っているのではなく、それを伝えようとした人々の強い思いと行動があってこそ、多くの文化財が残ってきたのです。

5 この先人の思いを、今を生きる我々が受け継ぎ、それを未来へとしっかりと引き継いでいく。文化財を大切に守り伝えてきた地域で暮らす私たち、そして子どもたちが、これからも文化財を愛し、多くの人々が関わって文化財を核とした活動が行われることで、地域が元気になり、文化財がさらに末永く継承されていく。本大綱がそのような姿の道標となるように、県として文化財の保存と活用を一層推進していきます。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

18

參考資料

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

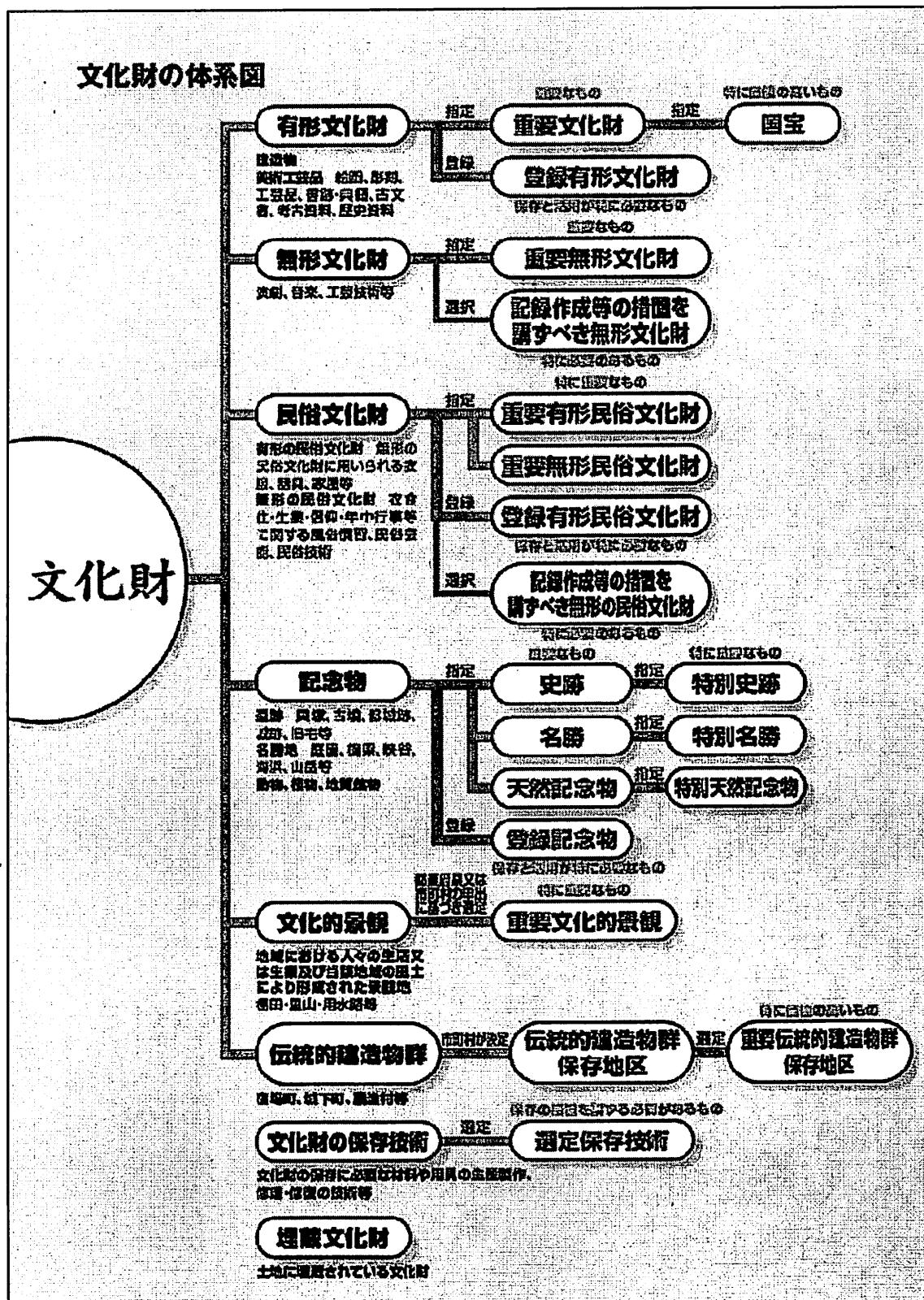
32

33

34

35

1 参考資料1 文化財の体系図（国指定文化財の場合）



1 参考資料2 法における「文化財」等

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 2 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 4 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁（りょう）、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 5 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 6 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）・・・（後略）

第147条 （前略）・・・文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として・・・（後略）

1 参考資料3 文化庁「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計
2 画・保存活用計画の策定等に関する指針」における大綱等の対象文化財

II. 文化財の保存と活用について

(本指針の対象とする文化財)

本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。

さらに、生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

3

4

5

6 参考資料4 関連する計画

7 ○『滋賀県基本構想』（平成31年3月策定）

8 「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念とし、経済、社会、環境のバランスが取れていて、
9 将来世代も含めた誰もが新しい豊かさを感じながら、一人ひとりが尊重され自分らしく生
10 きくことができる、「未来へと幸せが続く滋賀」を、みんなの力を合わせてつくっていくた
11 めの将来ビジョンです。

12 基本理念の実現に向け、みんなで目指す2030年の姿を、「人」、「経済」、「社会」、「環境」
13 の4つの視点で描いており、その実現に向けた政策の方向性について、文化財に関連する
14 項目として以下のとおり示されています。

15

(1) 人 自分らしい未来を描ける生き方

①生涯を通じた「からだとこころの健康」

●誰もが居場所や生きがいを持ち、生涯を通じて自分らしく活躍できる社会づくり

スポーツや文化芸術等の活動に取り組むことができる環境の整備をはじめ、誰もが
生涯を通じ、居場所や生きがいを持ち、自分らしく活躍できる社会づくりを推進しま
す。

②柔軟で多様なライフコース

●生涯学び続け、様々な分野で活躍し続けることができる社会づくり

いつでもどこでも学び続けることのできる機会の提供や多様な働き方の普及等により、柔軟で多様なライフコースを実現し、いつまでも自分らしく活躍し続けることができる社会づくりを推進します。

(2) 経済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業

●グローバルな経営視点や先端技術等による競争力を有する強い県内産業の創出

滋賀の魅力を磨き上げ、国内外に発信するとともに受入環境を整備し、観光客をはじめとする交流人口と観光消費の増加に向けた取組を推進します。

(3) 社会 未来を支える 多様な社会基盤

●農山漁村の持つ多面的価値の持続可能な継承

農山漁村の持つ多面的な価値が持続可能な形で引き継がれるよう、住民自らが行う地域の将来の検討や、地域資源を活かした活動を支援します。

●多様性を認め、互いに支え合う共生社会づくり

多様な人々が互いに支え合い、知恵や力を出し合うことにより社会の活性化や新たな価値が創造されるよう取り組むとともに、すべての人の人権と個性を尊重し合う共生社会づくりを推進します。

(4) 環境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

●琵琶湖を取り巻く環境の保全再生と自然の恵みの活用

琵琶湖とそれを取り巻く環境や生態系の保全再生を図るとともに、自然の恵みを持続的に活用するための取組を進めます。また、森林づくりや山村振興に向けた取組を推進します。

●持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着、国際的な協調と協力

持続可能な社会づくりを担う人育てや、日常生活や事業活動における環境に配慮した行動への転換に向けた取組を推進します。また、琵琶湖や環境等の課題解決に資する調査研究を推進するとともに、研究成果等を生かして海外の課題解決に貢献します。

1

2 この構想の実現のためには、行政だけではなく、県民一人ひとり、また、NPO、企業、
3 大学等の多様な主体が共通の思いを持ち、互いに連携しながら取組を進めていく必要があります。

4

1 ○『滋賀の教育大綱』(『第3期滋賀県教育振興基本計画』) (平成31年3月策定)

2 本県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築した教育振興のための基
3 本的な計画です。「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～人生100年を見据えた「共
4 に生きる」滋賀の教育～」を基本目標とし、その達成に向けて「滋賀らしさを生かした学
5 び」を大切にし、また、一人ひとりの人生100年を見据えた学びの中で「人と人」、「人と
6 地域」が共に連携し、地域への誇りや愛着を深めていくことを掲げています。

7 基本目標の実現に向け、3つの柱を設け、それぞれの柱を相互に連携させることにより
8 総合的な推進を図ることとしており、文化財に関連する項目として以下の方向性が示され
9 ています。

10

柱3 「すべての人が学び続け、共に生きるために生涯学習を振興する」

(3) 滋賀ならではの学習の推進

文化財の保存継承人づくり

滋賀の文化財の価値や魅力を理解し、郷土への愛着や誇りを広く県民に持つても
らうため、地域活動や学校教育などと連携を図りながら、文化財への理解者と次世
代を担う人材を育成していきます。

「美の滋賀」の資源を生かす取組の推進

滋賀ならではの歴史や文化、美術など「美の滋賀」の資源を生かし、県民が地域
の美に触れ、愛着や誇りを持つことを目指して、近代美術館のコレクションの魅
力に子どもから大人までが親しめる取組や、地域の文化団体やNPOなど多様な主
体が実施するアートや暮らし・生活文化の中にある美の資源を活用して地域を元気
にする取組の支援などを行います。

11

12 ○『滋賀県文化振興基本方針（第2次）～文化で滋賀を元気に！～』(平成28年3月策定)

13 「滋賀県文化振興条例」に基づき、文化振興に関する総合的かつ長期的な目標、文化振
14 興施策の方向などを明示することにより、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進し、文
15 化の力により豊かで活力ある滋賀を実現するための方針です。

16 滋賀が目指す将来の姿を、「多様な主体による協働のもとに、自然とともに日々の暮らし
17 の中で魅力ある文化を育み、誰もが誇りや愛着を持てる滋賀」とし、4つの基本目標を掲
18 げ、3つの文化振興施策の柱のもとに9つの重点施策を定めています。文化財に関連する
19 項目として以下の施策が定められています。

20

21

柱1 文化プログラムの推進による文化的資産の活用・発信

【重点施策1】文化による本県ブランド力の向上と国内外への効果的な発信

- ①観光・産業分野との連携による魅力ある文化的資産の活用
- ②魅力ある文化的資産の発信・交流の促進

【重点施策2】地域で継承されてきた文化的資産の発掘・保存・活用

- ①滋賀ならではの文化的資産の発掘
- ②滋賀ならではの文化的資産の保存と活用

柱2 未来の文化の担い手の育成

【重点施策3】子ども・若者が本物の文化に触れる機会の充実

- ①子ども・若者向け公演・展示などの拡充
- ③学校教育における文化体験学習の充実

1

○『「健康しが」ツーリズムビジョン2022』(平成31年3月策定)

本県における、今後の観光振興に係る基本的な考え方を各関係者と共有し、相互に連携しながら総合的かつ効果的に推進するための指針で、基本方針を「観光を架け橋に、つなぐ滋賀、つづく滋賀」とし、基本目標を「交流人口を拡大するとともに、観光消費の増加につなげる」として、滋賀らしさを活かした観光による持続可能な滋賀の実現に向けて、各主体が協働して様々な施策を展開していくこととしています。

この中で、滋賀県観光の「強み」の一つに「豊富な歴史的・文化的資産」が挙げられている一方、滋賀県観光の「課題」の一つとして、「滋賀県の自然や歴史、暮らしを体感できる滋賀ならではの観光素材づくり」が挙げられています。

基本目標に従い、3つの基本戦略と9つの戦略に沿って施策を展開することとしており、以下のとおり文化財に関連する戦略が定められています。

13

基本戦略1 心を動かす体験 「健康しが」ならではの観光素材（モノ・コト）を磨く

戦略② 琵琶湖をはじめとした豊かな自然景観や文化財でストーリーを紡ぐ

戦略③ くらし・文化に触れるプログラムやスポーツ・アクティビティで魅せる

基本戦略2 心に残る交流 「おもてなし」で観光・三方よしを実現する

戦略⑤ 古くから息づくところで「おもてなし」を深める

14

15

- 1 ○『琵琶湖保全再生施策に関する計画』(平成29年3月策定)
2 国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全と再生を図るため、県および
3 県内市町が多様な主体の参加と協力を得て琵琶湖の保全と再生に関し実施すべき施策を総
4 合的かつ効果的に推進するために策定したものです。
5 多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖と
6 ともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地
7 域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることで、琵琶湖と人
8 とのより良い共生関係の形成を目指しています。
9 この中で、以下のとおり文化財に関する施策が定められています。

10

- (4) 景観の整備および保全に関する事項
①琵琶湖を中心とした景観の整備および保全
②文化的景観の保存および整備

(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項
③観光、交通その他の産業に関する事項
イ 琵琶湖の特性を活かした観光振興等

11

- 12 ○『滋賀県地域防災計画』
13 文化財の耐震化の推進や文化財災害予防計画などが示されています。

14

- 15 ○SDGsとの関わり
16 本大綱と関連するSDGsは以下のとおりです。



1 参考資料5 滋賀県文化財指定件数

滋賀県内・指定文化財等件数一覧

平成31年(2019年)4月1日時点(国、県)

*市町の件数は令和元年5月1日時点

種 別		国	県	市 町	合計
指 定	有形文化財	建 造 物	(22) 186	74	266 (22) 526
		繪 圖	(4) 99	47	186 (4) 332
		彫 刻	(4) 379	78	488 (4) 945
		工 芸 品	(4) 66	48	153 (4) 267
		書 組・典 籍・古 文 書 等	(21) 77	69	159 (20) 305
		考 古 資 料	(1) 10	10	48 (1) 68
		歴 史 資 料	6	10	40 56
		美術工芸品 計	(34) 637	262	1,074 (33) 1,973
		小 計 a	(56) 823	336	1,340 (55) 2,499
		無 形 文 化 財 b		⟨2⟩ 2	⟨4⟩ 4 ⟨10⟩ 6
選 定	民俗文化財	有形民俗文化財	1	10	42 53
		無形民俗文化財	4	7	45 56
		小 計 c	5	17	87 109
	記念物	史 跡	(2) 48	42	88 (2) 178
		名 勝	18	18	17 53
		天 然 記 念 物	(1) 14	8	45 (1) 67
		名 勝・史 跡	4	0	0 4
		小 計 d	(3) 84	68	150 (3) 302
	選定	重 要 文 化 的 景 觀	7		0 7
		伝 統 的 建 造 物 群	4		0 4
		選 定 保 存 技 術	⟨5⟩ 5	⟨3⟩ 2	⟨1⟩ 1 ⟨6⟩ 8
		小 計 e	⟨5⟩ 16	⟨3⟩ 2	⟨1⟩ 1 ⟨6⟩ 19
選 択	A = a + b + c + d + e 合 計	⟨5⟩ (59) 928	⟨5⟩ 425	⟨6⟩ 1,582	⟨18⟩ (59) 2,935
	無 形 文 化 財	0			0
	無 形 民 俗 文 化 財	8	75		83
登 錄	小 計 f	8	75		83
	登 錄 有 形 文 化 財 (建造物)	405			405
	登 錄 有 形 文 化 財 (美術工芸品)				0
	登 錄 有 形 民 俗 文 化 財	2			2
	登 錄 記 念 物	2			2
	小 計 g	409			409
	B = A + f + g 合 計	⟨5⟩ (59) 1,345	⟨5⟩ 500	⟨6⟩ 1,582	⟨16⟩ (59) 3,427

※1 国指定文化財の有形文化財のうち、()の数値は「国宝」を示し、内数である。

※2 国指定文化財の史跡・名勝・天然記念物のうち、()の数値は「特別」を示し、内数である。

※3 無形文化財、選定保存技術のうち、⟨⟩の数値は「認定者数・団体数」を示す。

※4 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の欄は「指定」を示す。

※5 選定の欄は「選定」、選択の欄は「選択」、登録文化財の欄は「登録」を示す。

1 参考資料6 県内市町別文化財指定件数

市町別指定等文化財件数（※R1.5.1時点）					市町別構成比率（※R1.5.1時点）				
市町名	国指定	県指定	市町指定	合計	市町名	国指定	県指定	市町指定	合計
大津市	461 1/2	81	126	668 1/2	大津市	34.3%	16.2%	8.0%	19.5%
彦根市	81 1/2	12	88	181 1/2	彦根市	6.1%	2.4%	5.6%	5.3%
長浜市	109	91	248	448	長浜市	8.1%	18.2%	15.7%	13.1%
近江八幡市	109 1/3	35	95	239 1/3	近江八幡市	8.1%	7.0%	6.0%	7.0%
草津市	31 1/2	16	44	91 1/2	草津市	2.3%	3.2%	2.8%	2.7%
守山市	15 2/7	20	58	93 2/7	守山市	1.1%	4.0%	3.7%	2.7%
栗東市	46	16	75	137	栗東市	3.4%	3.2%	4.7%	4.0%
甲賀市	85 1/7	43	147	275 1/7	甲賀市	6.3%	8.6%	9.3%	8.0%
野洲市	42	16	71	129	野洲市	3.1%	3.2%	4.5%	3.8%
湖南市	42	11	66	119	湖南市	3.1%	2.2%	4.2%	3.5%
高島市	32	23	122	177	高島市	2.4%	4.6%	7.7%	5.2%
東近江市	130 3/4	43 1/2	201	375 1/4	東近江市	9.7%	8.7%	12.7%	11.0%
米原市	34	31	95	160	米原市	2.5%	6.2%	6.0%	4.7%
日野町	29	18	42	89	日野町	2.2%	3.6%	2.7%	2.6%
竜王町	20 1/2	4	19	43 1/2	竜王町	1.5%	0.8%	1.2%	1.3%
愛莊町	38 1/2	7 1/2	22	68	愛莊町	2.9%	1.5%	1.4%	2.0%
豊郷町	8	2	6	16	豊郷町	0.6%	0.4%	0.4%	0.5%
甲良町	18	14	25	57	甲良町	1.3%	2.8%	1.6%	1.7%
多賀町	13	10	32	55	多賀町	1.0%	2.0%	2.0%	1.6%
県内一円	0	6	0	6	県内一円	0.0%	1.2%	0.0%	0.2%
合計	1,345	500	1,582	3,427	合計	1,345	500	1,582	3,427

2

3

1 参考資料7 滋賀県が実施した文化財調査

分野	調査名	報告書 刊行年
建造物	滋賀県緊急民家調査報告書	1969年
建造物	滋賀県近世社寺建築緊急調査報告書	1986年
建造物	滋賀県近代建築調査報告書	1990年
建造物	滋賀県石造建造物調査報告書	1993年
建造物	滋賀県近代和風建築総合調査報告書	1994年
建造物	滋賀県近世民家調査報告書	1998年
建造物	滋賀県近代化遺産（建築物等）総合調査報告書	2000年
美術工芸品	文化財集中地区特別総合調査報告 比叡山を中心とする文化財【文化庁】	1963年
美術工芸品	滋賀県古文書等緊急調査報告書 大原観音寺	1971年
美術工芸品	文化財集中地区特別総合調査報告 湖北地方の文化財【文化庁】	1973年
美術工芸品	文化財集中地区特別総合調査報告 湖東地方の文化財【文化庁】	1975年
美術工芸品	文化財集中地区特別総合調査報告 湖西地方の文化財【文化庁】	1975年
美術工芸品	文化財集中地区特別総合調査報告 湖南地方の文化財【文化庁】	1976年
美術工芸品	滋賀県古文書等所在確認調査報告書	1983年
美術工芸品	滋賀県大般若波羅蜜多經調査報告書1～2	1989～94年
美術工芸品	雨森芳洲関係資料調査報告書	1994年
美術工芸品	永源寺関係寺院古文書等調査報告書	1996年
美術工芸品	延暦寺木活字関係資料調査報告書	2000年
美術工芸品	長命寺古文書等調査報告書	2003年
美術工芸品	滋賀県所在古經典緊急調査報告書	2009年
美術工芸品	滋賀県所在梵音具資料調査報告書	2013年
民俗文化財	琵琶湖民俗資料緊急調査報告書	1971年
民俗文化財	琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書 1 びわ湖の漁撈生活	1978年
民俗文化財	琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書 2 びわ湖の專業漁撈	1980年
民俗文化財	琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書 3 内湖と河川の漁法	1981年
民俗文化財	琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書 4 湖西の漁撈習俗	1982年
民俗文化財	琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書 5 湖南の漁撈活動	1983年
民俗文化財	琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書 資料編 大正期の漁法	1979年
民俗文化財	滋賀県民俗地図 滋賀県緊急民俗文化財分布調査報告書	1979年
民俗文化財	滋賀県民俗文化財地域伝承活動記録作成（滋賀の無形民俗）	1981年
民俗文化財	滋賀県有形民俗文化財収集調査報告書1～16（滋賀県の民具）	1980～96年
民俗文化財	民謡緊急調査報告書（滋賀県の民謡）	1986年

民俗文化財	近江のケンケト祭り・長刀振り（民俗文化財地域伝承活動）	1987～88年
民俗文化財	滋賀県諸職関係民俗文化財調査報告書（滋賀県の諸職）	1990年
民俗文化財	滋賀県祭礼行事実態調査報告書（滋賀県の祭礼行事）	1995年
民俗文化財	滋賀県伝統食文化調査報告書（滋賀県の伝統食文化）	1998年
民俗文化財	滋賀県民俗芸能緊急調査報告書（滋賀県の民俗芸能）	1998年
民俗文化財	滋賀の食文化財	2001年
民俗文化財	滋賀県自然神信仰調査報告書（滋賀県の自然神信仰）	2007年
民俗文化財	滋賀県民俗行事まるごと調査報告書（滋賀県の民俗）	2011年
記念物	滋賀縣名勝調査報告	1937年
記念物	滋賀県の庭園	1985年
記念物	中近世古道調査報告1 朝鮮人街道	1994年
記念物	中近世古道調査報告2 中仙道	1996年
記念物	中近世古道調査報告3 東海道	2000年
記念物	中近世古道調査報告4 八風街道	2001年
記念物	中近世古道調査報告5 御代参街道・杣街道	2002年
記念物	中近世古道調査報告6、7 北国街道・北国脇往還	2003～04年
記念物	中近世古道調査報告8 西近江路	2005年
記念物	中近世古道調査報告9 若狭街道・塩津海道	2006年
記念物	港と湖上交通 滋賀県「歴史の道」整備活用総合計画調査報告書	2013年
記念物	鈴鹿山地カモシカ保護地域特別調査報告書	2000年
記念物	鈴鹿山地カモシカ保護地域特別調査報告書	2008年
記念物	鈴鹿山地カモシカ保護地域特別調査報告書	2016年
文化的景観	琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査報告書	2011年
埋蔵文化財	滋賀県遺跡目録・滋賀県遺跡地図等	1961年～
城郭	滋賀県中世城郭分布調査1	1983年
城郭	滋賀県中世城郭分布調査2 甲賀の城	1984年
城郭	滋賀県中世城郭分布調査3 旧野洲・栗太郡の城	1985年
城郭	滋賀県中世城郭分布調査4 旧蒲生・神崎郡の城	1986年
城郭	滋賀県中世城郭分布調査5 旧愛知・犬上郡の城	1987年
城郭	滋賀県中世城郭分布調査6 旧坂田郡の城	1989年
城郭	滋賀県中世城郭分布調査7 伊香郡・東浅井郡の城	1990年
城郭	滋賀県中世城郭分布調査8 高島郡の城	1991年
城郭	滋賀県中世城郭分布調査9 旧滋賀郡の城	1992年
城郭	滋賀県中世城郭分布調査10 別冊 全県地名表 分布図 索引	1992年

1 ※個別の文化財の調査報告書および保存修理報告書は除く

1 参考資料8 国の文化審議会答申（「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用のあり方について」（第一次答申））

III. これからの時代にふさわしい文化財の継承の方策

1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

(1) 必要性と対応の方向性

文化財保護法により多種多様の文化財が守られ継承されてきたが、社会状況の変化等により、文化財の滅失や散逸等が深刻であり緊急の課題となっている。特に、これまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財や、指定等文化財と一体性や関連性を有する周辺環境など、貴重な資源が失われつつある。歴史文化基本構想3の作成の取組が広まりつつあるように、文化財を幅広く調査・把握し、有形・無形を問わず、文化財やその周辺環境を総体として捉え、継続的・計画的にその保存・活用に取り組むことが重要である。その際には、次世代への継承のため、地域住民や子供たちがその価値に触れられるようにするとともに、まちづくりや地域の活性化などに生かしていくことなどが必要である。

このためには、国や都道府県の単位での取組の重要性はもちろん、これに加え、文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村の単位で、地域住民と緊密に連携しながら、消滅の危機にある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、これから多様な発想を得て地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいくことが極めて重要である。

3

4

5 参考資料9 法におけるそれぞれの立場や役割

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

6

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

15 **第1章3. 滋賀県の歴史文化の特徴 付属資料**

16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

1 琵琶湖と滋賀のあけぼの【先史】

2 滋賀県の歴史は、琵琶湖の成立とともにはじまります。約 400 万年前に今の三重県北部
3 にできた湖が徐々に北へ移動し、約 40 万年前にほぼ現在の形になったのが琵琶湖の起源と
4 されています。滋賀県において、人々の生活が確認できるようになるのは、今から約 2 万
5 4 千年前のことです。^{ほたるだいせき} 蛍谷遺跡や^{かずさ} 関津遺跡（大津市）などでこの頃の旧石器が出土してい
6 ます。この頃は獲物を求めて移動生活をしており、その後の 1 万 3 千年前（縄文時代草創期）
7 から本格的な堅穴住居が築かれ定住生活とともに豊かな精神文化が育まれます。この頃の
8 遺跡として^{あいだにくまはらいせき} 相谷熊原遺跡（東近江市）があります。ここでは、5 棟の堅穴住居がまとまっ
9 て発見され、当時の土器や石器とともに、国内最古級の土偶が出土しています。

10 約 1 万年前になり、琵琶湖の豊かな恵みを本格的に利用する生活が開始されます。湖岸
11 近くで生活する人々が現れ、我が国最大の淡水産貝塚群である^{いしやま} 石山貝塚、^{ほたるだい} 蛍谷貝塚、^{あわづ} 粿津
12 湖底貝塚（大津市）を遺しました。これらの遺跡では、春から夏に安定して確保できるシ
13 ジミや湖魚、秋の豊かな木の実、そして秋からの冬のイノシシやシカなど獣肉と、季節ご
14 との恵みを利用した豊かな生活の様子が明らかにされています。

15 さらに、約 5 千前の縄文時代中期後半から後期になると、琵琶湖周辺の集落、
16 ^{いりえなないこいせき} 入江内湖遺跡（米原市）や^{まつばらなないこいせき} 松原内湖遺跡（彦根市）で複数の丸木舟が発見されているよう
17 に、人々の生活において舟が使用され始め、琵琶湖が不可欠な存在であったことが明らか
18 となっています。

19

20 ムラからクニへ、国家の成立を語る遺跡たち【弥生・古墳時代】

21 弥生時代に入ると水稻農耕がはじまります。滋賀県においては、紀元前 4 世紀（弥生時
22 代前期中頃）頃までに、鳥丸崎遺跡（草津市）や湯ノ部遺跡（野洲市）など琵琶湖岸に近
23 い地域で水稻農耕が始まったことがわかっています。しだいに平野部にも拡大していった
24 水稻農耕は、紀元前 2 世紀頃（弥生時代中期前半）には、^{だいなかのこみなみいせき} 大中の湖南遺跡（近江八幡市）
25 など、豊かな農業生産による安定した大規模な集落を生み出しました。ここでは、玉造生
26 産なども行われ、遠く離れた地域の人々との交易も活発に行われるようになったのもこの
27 時代です。

28 紀元前 1 世紀頃（弥生時代中期後半）には、社会情勢が不安定になり戦いも起こりました。
29 その影響を受けて、下之郷遺跡（守山市）などのような大規模な環濠集落が成立しま
30 した。一方、環濠では、水田に水が導かれたり、コイなどが養殖されるなど、環濠は水と
31 人々の生活をつなぐ存在ともなりました。紀元 2 世紀頃には、豊かな農業生産や遠隔地と
32 の交流を背景に、地域拠点として伊勢遺跡（守山市）が形成されました。遺跡は集落の中
33 心に樓閣風建物、方形区画の中に独立棟持柱建物群やそれらを囲う高床の祭殿など、他に
34 例を見ない特殊な建物群で構成され、遠距離を運ばれてきた他地域の土器の出土など、ム
35 ラからクニへの発展を示す遺跡として注目されています。

36 また、この時代の政治力を示すものとして^{おおいわやまいせき} 大岩山遺跡（野洲市）から日本最大の銅鐸を
37 含む合計 24 個もの銅鐸が出土しています。近畿地方から東海地方にかけて大きな影響力を
38 及ぼす勢力が滋賀にあった証となるものです。3 世紀末頃には、^{ゆきのやまとかみ} 雪野山古墳（東近江市・

1 近江八幡市・竜王町) のような前方後円墳、皇子山古墳(大津市) のような前方後方墳など、本県においても大規模な古墳が営まれるようになります。古墳時代の始まりです。4
2 世紀前半から中頃には、安土瓢箪山古墳(近江八幡市) や膳所茶臼山古墳(大津市)、荒神山
3 古墳(彦根市) など、県内最大級の前方後円墳が築かれます。琵琶湖を利用し、東国あるいは北陸へ通じる交通が、当時の倭王権に重視されていく状況を示すように、いずれも琵琶湖を意識した位置に営まれます。

5 世紀前半頃になると、滋賀の地にも渡来系氏族が移住し始め、その活動が認められる
6 ようになります。守山や栗東地域では、渡来系氏族が作った土器類とともに、鍛冶や玉造り
7 の痕跡なども多く発見されています。渡来系の人々の活動は、やがて繼体大王を擁立する
8 強い地域基盤を生み出すことになります。繼体大王は滋賀と深い関係があり、高島や長浜
9 においては、遺跡や伝説が数多く残されています。6世紀中頃に築造された鴨稻荷山古墳
10 (高島市) では、遠く奈良県と大阪府の境である二上山から運ばれてきた巨大な石棺に、倭
11 王権中枢の「貴族」の正装に身を飾られた被葬者が葬られていました。また、山津照神社古墳
12 (米原市) においても、冠などが出土しています。さらに、大津市域には、渡来系の人々
13 の墓として1,000基を超える古墳があり、その痕跡をとどめています。

17 常に歴史の表舞台を担う滋賀、都としての滋賀【古代(飛鳥・奈良時代)】

18 日本列島に本格的な古代国家が形成される7世紀から8世紀(飛鳥時代・奈良時代)には、短期間ですが天智天皇の近江大津宮(大津市)、聖武天皇の紫香楽宮(甲賀市)、淳仁天
19 皇の保良宮(大津市)が営まれました。滋賀が国政の中枢を担う地となった時代です。当
20 時の滋賀県知事にあたる「近江国司」の多くを最有力の貴族である藤原氏が務めるなど、
21 中央の政権と密接な関わりを持っていたのも古代の滋賀の特徴です。

22 近江大津宮(大津宮錦織遺跡)は、朝鮮半島での百濟の滅亡、白村江での倭国敗戦とい
23 う東アジアの混乱の中で667年に営されました。天智天皇は、古代国家の体制整備と、東
24 アジアの安定を図るために唐や新羅との交渉を進める一方、全国的な戸籍の作成や法律
25 (近江令)の編纂をすすめました。滋賀に都がおかれた理由は、大津で活動する渡来系氏
26 族の知識や技術とともに、鉄や木材などの近江の産する豊富な資源があったからと考えら
27 れています。

28 またこの時代には、国家による仏教の振興が図られ、滋賀の文化にも大きな影響を与え
29 ています。天智天皇勅願の崇福寺をはじめ大津宮を取り囲むように寺院が建立されました。
30 甲賀臣などの在地豪族や渡来系氏族らが率先してそれを受容し、日本の中でも比較的早期
31 に飛鳥寺院、白鳳寺院と呼ばれる仏教寺院群が営まれ、60か寺を超える寺院が建立されま
32 した。この数は、奈良県、大阪府に次ぐ数です。こうした近江における仏教の興隆は、後
33 に日本仏教の拠点となる比叡山延暦寺へつながっていきます。

34 紫香楽宮(甲賀宮)は、天平14年、聖武天皇の離宮として造営され、天平17年正月、甲賀宮
35 として正式に宮都となりました。聖武天皇はここで、大仏建立を計画し、仏教を基軸とした強力な古代国家の建設を目指しました。調査では信楽北部の宮町地区(宮町遺跡)で宮
36 の中枢部の遺構や、黄瀬地区の寺院跡(甲賀寺跡)などが発見されています。聖武天皇の
37 38

1 志は、地震や宮の周囲の山火事、人々の反対により、ここでは実現できず、都は奈良に戻
2 されますが、甲賀地域などにみられる特徴的な仏教文化の定着など、その足跡には大きな
3 ものがありました。

4 淳仁天皇の保良宮は、大津市石山地区に想定されています。まだその姿は明らかではなく
5 く、解明はこれから課題です。

6 奈良時代に入ると、古来のカミ（神祇）信仰と仏教との融合が始まり、神仏習合の現象
7 がおきます。近江三上山の神が僧の前に現れ、法華経の誦誦を依頼するという『日本靈異記』
8 の記述は、わが国初期の神仏習合の史料として知られています。

9 周囲の山々と、琵琶湖の恵みが、古代の近江を支え、近江は日本の古代国家や信仰を支
10 えたのがこの時代の特徴です。

11

12 豊かな仏教文化【古代(平安時代)】

13 比叡山の山麓には、延暦寺の開創よりも早く比叡山をカミの山として信仰する神祇信仰
14 が存在しました。それが日吉大社（歴史的には日吉社、日枝社などの呼称）（大津市）であ
15 り、平安時代以降は延暦寺の守護神として神仏習合の代表的存在となり、天台宗の勢力が
16 拡大した全国各地に分霊社が設けられるなど、延暦寺と一体の存在として発展しました。
17 最澄は近江の渡来系氏族を出自とし、修行のために比叡山に籠もり、のちに桓武天皇の命
18 で中国・唐に渡りました。帰国ののち天台法華宗を公認されて、新時代の仏教を担う人材
19 育成に心血を注ぎ、やがて、日本仏教の母山と呼ばれる比叡山から数々の人材（円仁、円珍、
20 良源、源信、法然、親鸞、日蓮、栄西、道元、一遍、真盛ら）を輩出しました。

21 天台宗は総合仏教でしたが、特に中国から新しくもたらされた密教が朝廷や貴族に歓迎
22 され、延暦寺・園城寺を中心に天台仏教として華ひらき、十一面観音像や両界曼荼羅など
23 の密教美術が制作され、県内各地に伝わっていきます。法華経の信仰に基づく観音信仰は、
24 各地の靈場寺院（西国三十三所観音靈場など）や湖北・湖東・湖南・甲賀等の諸地域で盛
25 んとなり、観音像や裝飾経等の造形美を生み出すとともに、のちには観音講や靈場巡りな
26 どの庶民文化ともつながって、豊かな「観音文化」が生み出されました。

27 また、比叡山で修行した源信によってリードされた阿弥陀浄土への往生を願う浄土教は、
28 貴族はもとより庶民層にも大いに信仰を広めました。そのため、阿弥陀如来像や來迎図な
29 どの浄土教美術が多く生み出され、仏教の教えが静かに近江の民衆の中へ浸透していきま
30 した。

31 さらに、平安時代の中期以降、延暦寺や園城寺、日吉社など天台系寺社の保有する莊園
32 が近江の各地に展開し、それぞれの莊園内にも多くの寺院や神社が建立されました。これ
33 らの中には再建や修理等を繰り返して現在も古い建造物を伝えている事例が多くあります。
34 豊かな森林資源を有していた近江から奈良東大寺の造営に多くの木材が搬出されましたが、
35 その集荷の役所を起源とする石山寺（大津市）は、平安時代に真言宗に改められ真言密教
36 の一大道場となりました。国寶石山寺本堂は当時を伝える現存する県内最古の木造建造物
37 です。

38 古代から中世にかけて創建された寺社において、建築物や仏像彫刻などの美術工芸品が

1 豊富なことが、滋賀の文化財の大きな特徴です。

2

3 **豊かな生産力を背景とした「自立性」【中世(鎌倉・室町時代)】**

4 平安末期、一族をあげて源頼朝の挙兵に参加した近江源氏佐々木氏は、源平争乱で活躍
5 し、その功績により嫡男の佐々木信綱が近江守護に補任されます。以後、佐々木氏が守護
6 職を継承します。佐々木氏は鎌倉中期に大原・京極・六角・高島の四家に分かれますが、
7 織田信長の近江進攻を迎える永禄11年(1568年)まで、佐々木惣領家である六角氏が近江守
8 護職を受け継ぎ、京都と近江でその権勢を誇りました。

9 一方、近江の豊かな生産力を背景に、在地諸勢力は自立性を高めます。その代表が国人
10 と呼ばれる在地の武家領主たちでした。彼らは、守護六角氏の被官でありながら、自立し
11 た領主権力として独自に在地支配を行いました。中でも戦国時代に湖北に独自の勢力を誇
12 った浅井氏は、北近江の国人領主連合の盟主として主家である京極氏を凌駕し、守護六角
13 氏と勢力争いを繰り広げるようになります。

14 武家領主以外の村や町などの集落も自立を高めます。自立性の強い集落の代表が「惣村」
15 です。自治組織として発達した惣村は、村落に住む構成員の合議制により運営されるのが
16 特徴で、強い平等意識と連帶意識によって結合し、国宝菅浦文書や重要文化財大島、
17 奥津島文書、重要文化財今堀日吉神社文書などの中世の村文書にその具体的な姿が伝えら
18 れています。また、惣村の結束を強め、あるいは惣村を守護するための産土神を祀る神社
19 が各惣村内に設けられ、優れた本殿建築が多く造営され今日に引き継がれています。こう
20 した中世の村文書や本殿建築が現在まで守り伝えられていることも、地域の自立性の表れ
21 として注目されます。その形のひとつとして、水利を共同で使うなど、琵琶湖や河川から
22 引き込んだ大小の溝や堀で区画された集村集落が発達していることも滋賀の特徴です。

23 また、惣村以外にも、比叡山の門前町で馬借と呼ばれる運送業が栄えた坂本(大津市)
24 や、諸浦の親郷と呼ばれた堅田(大津市)などの中世都市、後に一向一揆の拠点となる金森
25 や三宅(いずれも守山市)、湖北十ヶ寺等を中心とした寺内町(長浜市等)、そして湖東三
26 山(東近江市、愛荘町、甲良町)などの山岳寺院にも自立性を認めることができます。こ
27 のように中世近江の滋賀の最大の特質を表すキーワードとして「自立性」をあげることができます。

29

30 **「近江を制する者は天下を制する」城づくりの先進地近江【中世(戦国時代)】**

31 戦国時代になると、近江は中央の政争に深く関与します。室町幕府9代將軍足利義尚は
32 寺社本所領を押領する近江守護の六角高頼を屈服させるため、近江国栗太郡鈎(栗東市)
33 の地に出陣し、義尚が陣中で病没するまでの一年半の間、陣中で様々な行政事務を行い、
34 近江は中央政権の所在地そのものとなりました。その後、將軍と室町幕府は分裂し勢力争
35 いを始め、敗れた將軍が京都を追われる事態になります。將軍は有力守護を頼って京都復
36 帰をもくろみます。11代將軍足利義澄・12代將軍足利義晴・13代將軍足利義輝は、しば
37 しば六角氏を頼り朽木(高島市)、坂本(大津市)、桑実寺(近江八幡市)などに滞在し、
38 六角氏の援助を得て京都復帰を果たします。

1 幕府の権威が衰え、守護の力が弱体化すると、反するように在地諸勢力の自立性が増し
2 てきました。その結果、自己防衛のため地域では様々な形の城が築かれました。近江での
3 城郭数は約 1,300 を数えます。この数は、全国でも有数で、戦国時代の滋賀の最大の特徴
4 となっています。また、武家領主の城だけでなく、寺院や集落なども自己防衛のために堀
5 や土塁などの防御施設を備えて城塞化するなど、多様な階層によって築城・城塞化が行わ
6 れていることが、滋賀の城の大きな特徴です。

7 その中で独自の地域勢力として存在していたのが甲賀です。甲賀は地域の国人衆が連合
8 して自治を展開し、室町幕府や守護六角氏からは自立し、郡中惣と呼ばれる組織をつくっ
9 ていました。ここでは突出したリーダーを持たず、合議制で自治を実現しています。これ
10 らは、後に「甲賀流忍者」の伝承を生み出す素地となります。

11 近江が中世から近世へと移り変わる大きな出来事として、永禄 11 年(1568 年)の織田信長
12 の近江進攻があります。京都・西国への結節点であり、琵琶湖という水路を有する滋賀の
13 地を掌握することに成功した信長は、天下布武の拠点として安土城(琵琶湖南東部・近江
14 八幡市)をはじめ、琵琶湖を取り巻くように明智光秀の坂本城(琵琶湖南西部・大津市)、
15 羽柴秀吉の長浜城(琵琶湖北東部・長浜市)、織田信澄の大溝城(琵琶湖北西部・高島市)
16 を築きました。「近江を制する者は天下を制す」といわれるよう、近江は天下統一にとつ
17 て重要な国でした。

18 信長の死後、後継をめぐる争いに勝った豊臣秀吉が政権を握ります。秀吉は近江の在地
19 諸勢力の存続を認めず、在地から切り離していきました。近江には秀吉子飼いの武将が配
20 置され、秀吉領国としての色合いが濃くなっています。信長時代の拠点である安土城や
21 坂本城は廃城とし、新たに八幡山城や大津城、水口岡山城が築かれました。

22

23 安定した秩序ある社会の形成と経済・文化の発展【近世(江戸時代)】

24 近世に入ると、政治支配の様相は一変しました。慶長 5 年に関ヶ原合戦で覇権を確立し
25 た徳川政権は、大津、長浜、八幡などを直轄地として支配するとともに、譜代大名である
26 井伊家を彦根城(当初は佐和山城)、本多家を膳所城に配置し京・上方へ対する軍事拠点と
27 しました。幕藩体制のもと中小藩として大溝藩(高島市)、宮川藩(長浜市)、山上藩(東
28 近江市)、仁正寺藩(日野町)、水口藩(甲賀市)、三上藩(野洲市)、堅田藩(大津市)な
29 どが置かれました。

30 当時の近江の総石高は正保郷帳で 83 万 616 石余と日本有数の生産力を誇っていました。
31 近江各地の年貢米や日本海地域からの物資の多くは、琵琶湖の湖上輸送によって大津港に
32 集約され一部が京都へ運ばれました。大津百艘船関係資料(重要文化財・大津市所有)に
33 見られるとおり、豊臣秀吉政権の「大津百艘船仲間」湖上輸送特権は徳川政権にも受け継
34 がれています。

35 一方、徳川幕府では日本の大動脈として街道整備をはじめます。そのうちの東海道と中
36 山道の二大街道が近江を貫いています。街道は宿場や立場などが賑わうことで、流通経済
37 の発展をもたらしました。とりわけ、江戸時代中期以降の宿場繁栄はめざましく、大津宿

1 (大津市) をはじめ、東海道と中山道の結節点である草津宿（草津市）、東海道鈴鹿越えの
2 土山宿（甲賀市）、朝鮮人街道の八幡町（近江八幡市）、中山道の愛知川宿（愛荘町）・鳥居
3 本宿（彦根市）・柏原宿（米原市）、北国街道の長浜宿（長浜市）・木之本宿（長浜市）、西
4 近江路の今津宿（高島市）などは全国から物資が集まり、人々が交流する場として活性化
5 されました。

6 草津宿本陣（草津市）や旧和中散本舗大角家住宅（重要文化財・栗東市）、赤玉神教丸
7 有川家住宅（重要文化財・彦根市）など現在も江戸時代の建造物が保存され宿場の賑わい
8 を知ることができます。主要街道には宿場、立場、一里塚などの施設が整えられ、幕府公
9 用の人馬繼立はもとより、諸大名の参勤交代や流通物資の運搬、情報伝達、庶民による社
10 寺参詣の旅などさまざまな目的で利用されました。全国から近江の街道を通して人と物と
11 情報が行き交い、近世日本の大動脈として機能したと言えます。

12 また、江戸時代、朝鮮国（李氏朝鮮王朝）から江戸幕府へ派遣された外交使節である朝
13 鮮通信使があります。1607年から1811年までの間に12回実施され、そのうち近江を10
14 回通っています。通信使の往路は京都から東海道逢坂越えで大津宿（昼食：大津市）へ入
15 り、瀬田橋を経て草津宿に至ります。草津宿からは中山道に分岐して、守山宿（宿泊：守
16 山市）に至ります。さらに進んで野洲郡小篠原村（野洲市）で分岐して「朝鮮人街道」を行
17 キ、八幡町（昼食：近江八幡市）、彦根城下（宿泊：彦根市）を経て鳥居本宿で中山道に
18 復帰し、そのまま美濃国へと進んでいきました。朝鮮人道あるいは朝鮮人街道の名は公的
19 なもので、外交使節団である朝鮮通信使が通行したことに由来しますが、沿道では「下街道」もしくは「京街道」「彦根街道」となどと呼ばれることが一般的でした。しかしながら、
20 10回に及ぶ外交使節の往来が、近江の文化に与えた影響は大きいものがあります。朝鮮国
21 からの使節は高い知識と教養を備えており、彼らが休憩、昼食、宿泊した場所には地域の
22 知識人が大勢押し寄せ、盛んな異文化交流が行われました。八幡町で1711年（正徳元年）
23 に来日した通信使の従事官が筆をふるった「朝鮮通信使従事官李邦彦詩書」は、「八幡町惣
24 絵図」、琵琶湖畔を通る通信使行列が描かれた「琵琶湖図」などとともに、2017年10月に
25 ユネスコ「世界の記憶」のひとつとして登録されました。長浜市高月町にルーツをもつ対
26 馬藩の儒学者・雨森芳洲は、1711年と1719年の二度にわたって朝鮮通信使に随行して行
27 動するなど、朝鮮外交の第一線で活躍し、『交隣提醍』などの著書で相互信頼に基づく多文
28 化共生を説くなど、先駆的な思想家として日韓両国人びとから尊敬を集めています。重
30 要文化財雨森芳洲関係資料の一部が、ユネスコ「世界の記憶」として登録されており、世
31 界へ向けてその価値が発信されつつあります。

32 中世から活動をはじめていた「近江商人」は、北海道から九州まで、全国を股にかけて
33 活躍していました。近江商人は江戸・京都・大坂の「三都」を中心に、関東・東北地方な
34 どにも大規模な「出店」を構えながら近江国内の出身地にも本家・本宅を維持して故郷の
35 経済、文化発展にも貢献しました。今も近江八幡や五個荘金堂（東近江市）などに本宅と
36 しての上質な住宅建築が残され、重要伝統的建造物群保存地区を形成しています。また、
37 地域の社寺にも近江商人が関与した豪華な建造物や美術工芸品の数々が伝えられています。
38 近江商人は近世画人のパトロンともなり、商人出身の画人として高田敬輔らを輩出してい

1 ます。狩野山楽、海北友松、中江藤樹、雨森芳洲、木内石亭、国友一貫斎ら出身の文化
2 人が多く出た背景にも、近江の経済的繁栄と文化レベルの高さが要因しています。

3 俳聖・芭蕉はたびたび近江を訪ね、県内から多くの弟子が入門しました。彼ら近江の
4 門人と芭蕉は心温まる交流で結ばれ、芭蕉自身も近江を深く愛し「旧里（ふるさと）のよ
5 うだ」と感じたため、自ら遺言して琵琶湖畔の義仲寺（大津市）に葬られました。

6 江戸時代の初めには、戦国時代に荒廃した社寺の復興が盛んに行われます。織田信長の
7 焼き討ちにより焼失した延暦寺をはじめ、蘭城寺、日吉大社など新しい時代を反映した優
8 れた建造物が建てられ今日に引き継がれています。中世の惣村での結束において重要であ
9 った神社が、近世の地縁社会としての集落に不可欠の組織であったことや、幕府の宗教政
10 策による寺院の寺請檀家制、本寺末寺制度等により、神社や寺院への信仰が一層広がり、
11 江戸時代を通して優れた多くの社寺建築が建立されました。庶民による西国三十三所観音
12 霊場などの霊場めぐりや伊勢神宮や地域の社寺などへの参詣も盛んになり、地域の経済や
13 文化が活況を呈したのもこの時代です。

14

15 日本社会に貢献した「滋賀県」の近代化【近現代】

16 明治維新以後も、滋賀県は近代化する日本社会の中で一定の役割を果たしながら発展し
17 ました。「滋賀県」の始まりは明治5年1月19日です。太政官の布達でそれまでの大津県
18 を「滋賀県」と改称しました。慶応4年3月、新政府は幕府の大津代官所を接收し大津裁判所を設置し、旧代官所による幕府直轄地の行政権を引き継ぎました。同年閏4月、大津裁判所は大津県と改称。大津県は各藩領や旗本知行所などの合併を繰り返して政府直轄地
21 を拡大し、明治5年に「滋賀県」と改称しました。この段階では近江南部および西部の地域を管掌しました。明治5年9月、近江北部・東部地域を所管する「犬上県」を併合し、
23 近江一国を管轄下に収め現在の県域が確定しました。明治9年8月から同14年2月まで現在福井県に属している旧敦賀県の敦賀・三方・遠敷・大飯の四郡を編入した時期があるこ
25 とを除いて県域に変化がなく、県名も一貫して「滋賀県」のままであります。これらの滋賀県の
26 近代化の歩みは、県指定有形文化財滋賀県行政文書（大津市）として残されています。

27 近代の滋賀県では、交通網が大きく発達しました。明治初期には琵琶湖水運に蒸気船の
28 運航が加わって活況を呈し、鉄道も明治13年6月に京都～大津間が開通したのを皮切りに、
29 全国の中でもいち早く整備が進み明治22年に東海道線が全通することによって近代日本交
30 通の幹線ができました。しかし鉄道拠点の発達により湖上交通の要所が衰退していくこと
31 となります。旧長浜駅本屋（県指定・長浜市）は交通網の発展過程を今日に伝える重要な遺構
32 です。

33 琵琶湖の治水と利水は近代滋賀県の重要問題でした。明治23年の琵琶湖疏水（第一疏水）
34 城工や明治38年の南郷洗堰建設などにより課題の解決が図られました。

35 明治20年代頃より家内工業から工場制工業へ転換が始まり織維産業が急成長し、大正期
36 に入ると琵琶湖の豊富な水資源を背景に大津や長浜、彦根などで織維工業の大工場が作ら
37 れました。ここでは人絹・レーヨンが生産され世界的に大規模な生産量を占めるに至りま

1 した。以後、県下に大規模な近代企業は育っていませんが、強い郷土意識を有する近江商
2 人が地元への利益還元（銀行設立、鉄道敷設、工場開設、土木工事への出資等）を行い、
3 県下の建築・土木活動は大正期から昭和初期にかけてひとつのピークを迎えるました。

4 教育関係では、旧制の小学校、中学校、高等学校や商業学校が次々に設置されました。
5 またキリスト教伝導の拠点としてヴォーリズ等が設立した近江ミッション（後に近江兄弟
6 社へ改称）は、教育、実業、建築活動等に多くの足跡を残しました。近江兄弟社学園ハイ
7 ド記念館（登録文化財・近江八幡市）や旧ヴォーリズ住宅（県指定・近江八幡市）がその足跡を
8 伝えています。

9 なお、日本における司法の独立が確立された事件として知られる「大津事件」の舞台も
10 滋賀県であり、その関係資料は「大津事件関係資料」として滋賀県（滋賀県立琵琶湖文化
11 館）が所有しています。このように滋賀の各地域には、日本の近代化に寄与した近代化遺
12 産・産業遺産、そして戦跡遺跡が数多く残されています。

13

14 悅久の時代を越え、今に受け継がれる暮らし、祈りと感謝の姿【民俗】

15 滋賀県には時代史としてではなく暮らしの中で受け継がれる民俗文化財が豊富であるこ
16 とも大きな特徴です。

17 かつては、農業や漁業、山仕事などが人々の暮らしの中心にありました。琵琶湖やその
18 内湖、そこへ流れ込む河川などで行われている漁労習俗は多様であり、そこで用いられて
19 きた用具類や船なども多様で独自のものが発展してきました（登録有形民俗文化財琵琶湖
20 の漁撈用具及び船大工用具（県立琵琶湖博物館所蔵））。また、捕獲された魚介類を食すこと
21 についても、鮒ずしに代表されるように固有で豊かな食文化を育んできています（県選
22 択無形民俗文化財滋賀の食文化財）。

23 琵琶湖の周囲を取り囲む山地では、豊かな森林資源をいかした林業が行われてきました。
24 江戸時代には東近江市永源寺や高島市朽木などの地域で木地師の集団が活動を行ってきま
25 した（県指定有形民俗文化財朽木の木地屋用具と製品（高島市））。特に永源寺地域東部の
26 蝙谷（筒井公文所）、君ヶ畠（高松御所）の二か所は、日本の「木地師根源地」として知ら
27 れています（県指定有形民俗文化財蛭谷木地屋氏子狩帳、君ヶ畠木地屋氏子狩帳（東近江
28 市））。

29 また、職人の伝統の手わざも生業の一つとして数多く受け継がれています。代表的なも
30 のとして、信楽焼（甲賀市）や彦根仏壇（彦根市）、浜仏壇（長浜市）、藍染（野洲市）や
31 邦楽器糸（長浜市）、扇骨（高島市）など数多くの手わざが家業として受け継がれています。
32 残念ながら前挽鋸の製造技術（重要有形民俗文化財近江甲賀の前挽鋸製造用具及び製品
33 附仕入・販売関係資料（甲賀市））や木造船の造船技術のように時代の変化とともに失われ
34 たものも多くあります。

35 各地域では、こうした生業と信仰が深く結びついた暮らしが営まれてきました。オコナ
36 イ、盆行事、松明行事、野神行事、山の神行事など大小さまざま祭りや行事が季節に応
37 じて数多く行われてきたことに特徴があります。

1 重要無形民俗文化財に指定されている三上のずいき祭（野洲市）や近江中山の芋競べ祭
2 り（日野町）は、まさに本県ならではの地域の生業と村落の社会組織が深く結びついた祭
3 りの代表と言えます。

4 また、草津市下笠や矢倉などのサンヤレ踊り（国選択無形民俗文化財草津のサンヤレ踊
5 り（草津市））、守山市のおさだんじゅ長刀振り（国選択無形民俗文化財近江のケンケト祭り
6 長刀振り（守山市・甲賀市・東近江市・竜王町））、太鼓踊り（国選択無形民俗文化財油日の
7 太鼓踊（甲賀市）など県下に多数）といった民俗芸能は、風流踊りの系譜をひくものであ
8 り、人と物が行き交う街道を通して、中世末期から近世初期に近江にもたらされ、それぞ
9 れの地域で根付き伝承されてきた祭りです。

10 オコナイは、年頭にあたって神仏の前に村人が集い、その年の村内安全や五穀豊穣を祈
11 る行事です。現在でも、湖北地域や甲賀地域を中心に湖東・湖南地方でもひろく伝承され、
12 行事の内容は地域ごとに個性があります（県選択無形民俗文化財西市辺の宮座行事ならび
13 に薬師堂裸おどり（東近江市）など多数）。

14 滋賀県には、複数の村落が共同して神社の祭礼を行う、いわゆる「郷祭り」が数多くあ
15 ります。春祭りなどの大祭に複数の村落が神輿を担ぐ当番を輪番で務めるなど古くからの
16 「しきたり」を守りながら祭りが行われています。こうした複数村落の繋がりは、荘園や
17 農業水利関係によるものなどとされ、地域の地理的、歴史的な背景を反映して継承されて
18 いるとされます。「郷祭り」は滋賀県の祭りの特徴の一つと言えます（県指定無形民俗文化
19 財大原の祇園行事（甲賀市）など多数）。

20 江戸時代、商業の発展により都市が繁栄するとともに、こうした都市においても祭礼が
21 盛んになりました。大津、長浜、米原、日野、水口、大溝などの曳山祭や近江八幡の左義
22 長祭りは大規模で、地域を代表する祭りとして有名です。長浜や米原では移動舞台である
23 曳山の上で子ども歌舞伎が上演され、大津では曳山の上で中国の故事などを題材とした人
24 形からくりが演じられています。各都市の町衆が、惜しみなくその財力をつぎ込んで作ら
25 れた曳山は、本体の骨格となる木部に漆が塗られ、その上に金工細工が取り付けられ、幕
26 類などの懸装品で装飾されており、様々な工芸技術の複合体です。曳山祭は人・技・物と
27 いう有形無形の総合芸術と言えます。

28 これらの祭りは、生活文化に密着した祈りのかたちであり、先人の精神的、文化的な伝
29 統を伝承する大切な行事と言えます。

30 このように有形無形の様々な民俗文化財が県内全域に伝わり、滋賀県が「民俗文化財の
31 宝庫」と呼ばれるにふさわしい際立った特徴を示しています。